

令和 5 年玉村町議会第 3 回定例会会議録第 1 号

令和 5 年 9 月 1 日（金曜日）

議事日程 第 1 号

令和 5 年 9 月 1 日（金曜日）午前 9 時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 請願の付託
- 日程第 6 陳情の付託
- 日程第 7 報告第 3 号 令和 4 年度玉村町土地開発公社決算報告について
- 日程第 8 報告第 4 号 令和 4 年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について
- 日程第 9 報告第 5 号 令和 4 年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について
- 日程第 10 認定第 1 号 令和 4 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 2 号 令和 4 年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 3 号 令和 4 年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定第 4 号 令和 4 年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認定第 5 号 令和 4 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 認定第 6 号 令和 4 年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第 16 認定第 7 号 令和 4 年度玉村町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 17 報告第 6 号 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第 18 報告第 7 号 令和 4 年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 19 議案第 43 号 令和 4 年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 20 議案第 44 号 令和 4 年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 21 議案第 45 号 令和 5 年度玉村町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 22 議案第 46 号 令和 5 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 47 号 令和 5 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 48 号 令和 5 年度玉村町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 議案第 49 号 町道路線の認定について
- 日程第 26 議案第 50 号 工事請負契約の締結について

日程第 27 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１３人）

1 番	羽 鳥 光 博 君	2 番	堀 越 真由子 君
3 番	松 本 幸 喜 君	4 番	新 井 賢 次 君
5 番	小 林 一 幸 君	6 番	月 田 均 君
7 番	備前島 久仁子 君	8 番	三 友 美恵子 君
9 番	高 橋 茂 樹 君	10 番	浅 見 武 志 君
11 番	宇津木 治 宣 君	12 番	笠 原 則 孝 君
13 番	石 内 國 雄 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	角 田 博 之 君	総 務 課 長	齋 藤 善 彦 君
企 画 課 長	齋 藤 恭 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岩 谷 孝 司 君	子ども育成課長	今 井 理恵子 君
住 民 課 長	丸 山 智 志 君	環境安全課長	高 柳 功 君
経済産業課長	武 士 浩 之 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	関 根 聡 子 君
学校教育課長	根 岸 真早子 君	生涯学習課長	宇津木 雅 彦 君

事務局職員出席者

議会事務局長	関 根 伸 行	局 長 補 佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	重 田 智 美		

○議長挨拶

◇議長（石内國雄君） 着席願います。おはようございます。

令和５年玉村町議会第３回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、令和５年玉村町議会第３回定例会が招集されましたところ、公私ともにご多用の中ご参集いただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、今定例会は決算議会とも言えるべき令和４年度の一般会計や特別会計の歳入歳出決算認定に係る議案等を審議する重要な議会であります。令和４年度予算が目的どおり適正かつ効率的に執行されたか、慎重な審議がなされることを願うところであります。また、令和５年度補正予算などの重要な議案も後ほど町長から提案されます。議員各位には、住民の負託を受けた議会議員として、あらゆる角度から慎重なる審議を行い、適正にして妥当な審査結果が得られますようお願いするものであります。

さらに、今定例会には１０名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待しているところであります。議員並びに町長をはじめ執行各位には、体調には十分留意され、今定例会に臨んでいただくようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

○開会・開議

午前９時開会・開議

◇議長（石内國雄君） ただいまの出席議員は１３名であります。定足数に達しておりますので、これより令和５年玉村町議会第３回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第１ 諸般の報告

◇議長（石内國雄君） 日程第１、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第１９９条第９項の規定による随時監査の結果、同法第２３５条の２第３項の規定による例月出納検査の結果が報告されております。６月から８月までの監査・検査の報告は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第２ 会議録署名議員の指名

◇議長（石内國雄君） 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第１２７条の規定により、１１番宇津木治宣議員、１２番笠原則孝議員の両名を指名いたします。

○日程第３ 会期の決定

◇議長（石内國雄君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る8月25日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋茂樹議会運営委員長。

〔議会運営委員長 高橋茂樹君登壇〕

◇議会運営委員長（高橋茂樹君） おはようございます。それでは、議会運営委員会から報告します。

令和5年玉村町議会第3回定例会が開催されるに当たり、去る8月25日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から9月15日までの15日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、令和4年度決算に関する報告5件及び認定7件並びに令和5年度補正予算に関する議案等8件の計20議案を予定しています。

概要につきましては、日程1日目の本日は、まず各委員長より閉会中における所管事務調査報告を行います。

次に、請願1件の付託を行います。

続いて、陳情1件の付託を行います。

次に、町長より報告第3号から報告第5号までの3件について、一括報告があります。

次に、認定第1号から認定第7号までの7議案について、一括提案説明があり、監査委員の審査意見報告の後、総括質疑を行い、決算特別委員会を設置し、審査の付託を行います。

次に、報告第6号及び報告第7号の2件について、一括報告及び監査委員の審査意見報告があります。

次に、議案第43号及び議案第44号の2議案について、一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第45号から議案第48号までの4議案について、一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第49号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第50号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

その後、一般質問を行います。質問者は2人です。

日程2日目と3日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程4日目は、本会議を午前9時に開議、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程5日目は、本会議を午前9時に開議、一般質問を行います。質問者は3人です。

本会議終了後、決算特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行います。

日程6日目は、総務経済常任委員会を開催します。

日程 7 日目は、民生文教常任委員会を開催します。

日程 8 日目は、事務整理のため休会とします。

日程 9 日目と 10 日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程 11 日目及び日程 12 日目は、決算特別委員会を開催します。

日程 13 日目と 14 日目は、事務整理のため休会とします。

日程 15 日目は最終日となります。午前 11 時より議会運営委員会を開催し、午後 1 時 30 分より全員協議会を開催します。

その後、本議会を午後 2 時 30 分に開議し、委員会に付託された請願について委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、委員会に付託された陳情について委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、決算特別委員会に付託された認定第 1 号から認定第 7 号までの 7 議案の審査結果について委員長の報告があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

続いて、各委員長から開会中の所管事務調査報告及び閉会中の所管事務調査報告の申出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、円滑的かつ効率的な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和 5 年玉村町議会第 3 回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から 9 月 15 日までの 15 日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から 9 月 15 日までの 15 日間とすることに決定いたしました。



○日程第 4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第 4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

浅見武志総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 浅見武志君登壇〕

◇総務経済常任委員長（浅見武志君） おはようございます。これより総務経済常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

日時、令和5年8月7日月曜日、午後1時30分から3時30分。

視察地、長野県下高井郡山ノ内町役場、山ノ内町新東部浄水場。

調査項目、山ノ内町の水道事業の概要について、新東部浄水場視察。

出席委員、随行者、対応者は御覧のとおりでございます。

調査結果。当町と友好交流都市である山ノ内町は、長野県北東部に位置し、志賀高原ユネスコエコパーク・上信越高原国立公園の中心にあつて、東西39キロ、南北12キロ、総面積は265.9キロ平方メートルの行政区域を有しており、周囲を2,000メートル級の山々に囲まれた盆地であり、面積の88%が山林原野で占められている。

東には志賀高原の渋峠と標高2,172メートルの国道最高地点がある群馬県中之条町と接している。

町の名称にもあるとおり山に囲まれた町であるため、潤沢に水が流れていると思われがちであるが、飲料水の確保は難しく、町内の資源については、表流水や湧き水など12か所から取水しているが、不安定な取水環境や、雨や雪解けなどによる水の濁りなどにより、職員は常に対応に追われる状況にある。

今回、視察した新東部浄水場と平成29年に竣工した南部浄水場は、新たに膜ろ過方式を採用し、以前の砂を利用した急速ろ過方式よりも配水する水の濁りも不純物の除去も強化されるため、きれいでおいしい水を住民にも観光客にも提供できることや職員負担の緩和が期待される。

町内の浄水場をはじめとする各施設の老朽化も進み、計画的な改修や更新が求められているが、事業費も莫大にかかるため、思うように進められない状況にもある。

考察。今回、玉村町の友好交流都市であり、新東部浄水場が建設された長野県山ノ内町を訪問し、視察研修を行った。

新東部浄水場では、病原虫等の不純物の除去や水の濁りをなくす膜ろ過方式を採用している。当町においては、地下水と県央水道を混合して配水しているため、病原虫の不純物がなく、急速ろ過方式を採用している。膜ろ過方式では、莫大な費用がかかり、山ノ内町の工事費、約25億円のうち5億円は交付金、残りの20億円は起債によるものであった。

特に、関心の高い水道料金については、県内で5番目に高い水道料金とのことであり、建設費用のこともあり、水道料金を改定し値上げをしたいところではあるが、町内には、宿泊施設が数多くあり、施設の水道料金を考慮すると簡単には値上げには踏み切れない事情もあるようだ。

当委員会としても、玉村町が令和6年10月に水道料金の改定を予定していることもあり、段階的に値上げをしていかなければならない時期となっているが、町民に対しても丁寧かつ納得のできる説明を実施し、将来にわたって安心かつ安定した水道事業が継続できるよう期待するところである。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で、総務経済常任委員長の報告を終了いたします。

次に、民生文教常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

新井賢次民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 新井賢次君登壇〕

◇民生文教常任委員長（新井賢次君） おはようございます。それでは、民生文教常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、令和5年6月19日月曜日、午後1時半から3時半。

視察地、静岡県駿東郡長泉町役場、こども交流センター「パルながいずみ」。

調査項目、子育て支援の取組について、こども交流センター「パルながいずみ」の視察を行いました。

出席委員、随行者、対応者は記載のとおりです。

調査経過、長泉町役場にて説明を受けました。長泉町は、静岡県の東部、伊豆半島の基部に位置し、東西を三島市と沼津市、南北を清水町と裾野市に接している。歴史は古く、明治22年に10カ村が合併して「長泉村」が誕生し、昭和35年に町制を施行し「長泉町」が誕生している。

東海道新幹線三島駅や新東名高速道路長泉沼津インターチェンジ等による交通利便性や豊富な地下水等の資源を生かした産業集積と自然を肌で感じられる快適な住環境を魅力に豊かで活力ある町として発展している。

なお、静岡県内屈指の人口増加率と合計特殊出生率を誇り、今後も人口増加が見込まれ、全国でも数少ない人口減少を克服した「奇跡の自治体」として知られている。

さらに、企業誘致に成功した町としても知られ、普通交付税不交付団体の財政力豊かな町でもあり、子供にも優しい地域として、子育て支援の手厚さが魅力の町となっている。

子育て支援の取組について。全国的に少子高齢化が進む中、玉村町でも徐々に少子高齢化の波が押し寄せてきている。そのような中、合計特殊出生率が1.8と高く、また、人口も増え続けている静岡県駿東郡長泉町の子育て支援について学んだ。

現在、長泉町では、第2期長泉町子ども・子育て支援事業計画に基づき、様々な子育て支援事業が実施されている。

基本理念は、「笑顔があふれるまち ながいずみ～子どもが輝き 子育てが楽しい心ふれあうまちづくりをめざして～」としている。

基本方針が5項目ありまして、すべての家庭が安心して子育てできるまち、のびのび子育てにスクラムを組むまち、子育て世帯へのきめ細かな支援に取り組むまち、子どもが安全で安心して遊び、学べるまち、母子保健・医療の充実したまちとしています。

令和5年度の主な事業。これは結構特徴的なのですが、まず未来っこ0・3・6歳児応援事業。町内に在住する子育て世帯を応援するため、出生児、3歳児、6歳児の保護者に対し、子供のための「こ

ども商品券」を支給。

2番目、長泉町定住のための新幹線通学支援補助金。長泉町で育った若者が、大学等進学をきっかけに首都圏や遠方に転出することなく、町の未来を担う人材として定住することを応援するため、JR三島駅から東海道新幹線を利用して大学等に通学する学生に新幹線通学定期券購入費の一部を補助している。交付額は1か月最大2万円。定期代が、調べて約6万円かかるということで、3分の1を町が補助しているということです。

それから3番目、長泉町未来人定住応援事業奨励金。大学等卒業後、就労し町内に5年以上居住するなどの条件を満たした方に補助金を交付する。大学・大学院を卒業した方30万円、短大・専門学校等を卒業した方15万円。

続いて、こども交流センター「パルながいずみ」の視察を行いました。当該施設は、長泉町旧温水プール跡地周辺地区官民連携複合整備事業として、民間の商業施設と官の子供関連施設との複合施設として整備されました。平成29年に、こども交流センター「パルながいずみ」として開所され、その来館者は、令和4年10月には40万人を達成しています。

本施設は、子育て支援センターと児童館の機能を併せ持った長泉町の子育て支援拠点施設であり、入退所システム、ファミリーサポートセンター、育児相談、子育てコンシェルジュなどが整備され運営を行っているとのこと。

広々としたプレーホールは、子供の成長過程や年齢に応じたゾーンに分けられ、家ではできない多彩な遊びや体験ができるよう、また特に季節が感じられるよう環境が設定されておりました。

続きまして考察です。今回、子育て支援が充実する静岡県長泉町を訪問し、視察研修を行った。

昭和36年に1万6,635人であった人口が年々増加しており、推定ですが、令和5年には4万3,231人になろうとしています。合計特殊出生率は静岡県内トップであり、令和4年度は1.54である。

また、財政力指数も県内トップであり、令和4年度1.18であり、40年以上にわたって普通交付税不交付団体として発展を続けている。その背景として、昭和30年代からの企業誘致、広域交通の要衝、東京からの時間的距離等が考えられる。そのような様々なプラス要因を生かして子育て支援事業に取り組んでいる。

令和3年度に行った住民意識調査によると、18歳未満の子供を持つ保護者の85.6%が子育ての環境や支援が充実していることに満足していると答えている。

玉村町では、令和5年度の重点項目の中で「人口減少社会の適応」の1つとして、「子育て世代への支援」を掲げている。

令和6年度開設に向けて現在準備を進めている妊産婦、子育て世帯、子供に対して一体的に相談支援を行うこども家庭センターへの研究・準備の参考事例として生かしてほしい。その上で、玉村町独自の実効性のある充実したこども家庭センターの開設ができるよう、確実に準備が進められることを

期待する。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で、民生文教常任委員長の報告を終了いたします。

これをもって、閉会中における委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

○日程第5 請願の付託

◇議長（石内國雄君） 日程第5、請願の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております請願については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

令和5年9月1日

玉村町議会第3回定例会

請 願 文 書 表

受理 番号	受 理 年月日	件 名	請願者又は代表者 住 所・氏 名		付 託 委員会等
4	5. 8. 23	消費税率を５％に引き下げ、複数税率廃止・インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書	紹介議員	宇津木 治 宣	総 務 経 済 常任委員会
			群馬県伊勢崎市粕川町1618-2 伊勢崎佐波民主商工会玉村支部 支部長 関口 泰雄		

○日程第6 陳情の付託

◇議長（石内國雄君） 日程第6 陳情の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

令和5年9月1日

玉村町議会第3回定例会

陳 情 等 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者又は代表者 住 所・氏 名	付 託 委員会等
2	5. 8. 23	最低賃金法の改正と中小企業 支援の拡充を求める陳情書	群馬県前橋市本町3-9-10 群馬県労働組合会議 議長 石田 清人	総 務 経 済 常任委員会



○日程第7 報告第3号 令和4年度玉村町土地開発公社決算報告について

○日程第8 報告第4号 令和4年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告について

○日程第9 報告第5号 令和4年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告について

◇議長（石内國雄君） 日程第7、報告第3号 令和4年度玉村町土地開発公社決算報告についてから日程第9、報告第5号 令和4年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告についての決算報告が提出されました。

これより公社及び財団に関する3件の決算報告を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。令和5年玉村町議会第3回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、7月の降ひょうにより被害に遭われた皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。先日、国連のグテーレス事務総長が、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来したと警告し、各国に気候変動対策の強化を促しました。日本では、気温上昇による台風の大型化、異常気象による豪雨、降ひょうなど、気候変動に伴う災害の激甚化、頻発化が指摘されています。町としましても、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組として、再生可能エネルギーの普及促進を図るとともに、町民の生命、財産を守るため、災害時には今後とも迅速に対応できるよう努めてまいりたいと思います。

さて、本日令和5年玉村町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、ご参会いただきまして本定例会が成立いたしましたことを厚く御礼申し上げます。

本定例会は、本日から9月15日までの15日間、20案件につきまして提案させていただき、ご審議をお願い申し上げます。誠心誠意論議を尽くしてまいりたいと存じますので、貴重なご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます。

各案件の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、慎重にご審議いただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。また、令和4年度決算認定につきましては、それぞれ会計別に適正に執行いたしましたので、ご認定賜りますようお願い申し上げます。報告に入らせていただきます。

初めに、報告第3号 令和4年度玉村町土地開発公社決算報告についてご説明申し上げます。本案

は、玉村町土地開発公社理事長より令和5年5月31日付で、令和4年度玉村町土地開発公社決算書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものです。

土地開発公社の業務につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく公有地取得事業及び土地造成事業に伴うものでございます。令和4年度の主な業務は、分譲済みの東部工業団地西地区において企業立地のための支援を行いました。

令和4年度決算は、収益的収支におきましては、受取利息等による収入2万2,431円、一般管理費による支出2万3,050円となり、差引き619円の損失を計上いたしました。これにより、繰越準備金は9,264万6,563円となっております。

また、資本的収支はありませんでした。

事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び付属明細表のとおりでございます。

次に、報告第4号 令和4年度公益財団法人玉村町文化振興財団決算報告についてご説明申し上げます。公益財団法人玉村町文化振興財団理事長より令和5年4月30日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

まず、決算の概要につきましては、収入合計額が5,651万6,672円であり、町への補助金返還分を含む支出合計額も同額となります。

また、補助金について、令和4年度補助事業等実績の報告時に精算を行った結果、補助金確定額を4,579万7,157円とし、既に交付した5,000万円から財団の繰越金相当額である420万2,843円の返還を受けました。

令和4年度も町の芸術及び文化の振興と発展に寄与することを目的に各種事業が行われました。特に4年度は、財団設立30周年を迎えたことから記念事業を実施するなど、例年にも増して様々な事業に取り組みました。その結果、令和2年度、3年度がコロナ禍という非常に厳しい状況で、多くの事業が中止になったのに対し、令和4年度は当初計画した自主事業8事業、共催事業2事業、住民参加事業2事業、地域協働事業2事業、助成事業1事業、協力事業1事業の合計16事業を全て実施することができました。

なお、事業の実績につきましては、別紙事業報告書及び収支決算書のとおりでございます。

次に、報告第5号 令和4年度公益財団法人玉村町農業公社決算報告についてご説明申し上げます。公益財団法人玉村町農業公社理事長より令和5年5月31日付で報告書が提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

決算の概要につきましては、収入が6,124万4,703円、支出が6,151万5,810円であり、収支差額は27万1,107円の単年度赤字でございます。これは、WC S事業などにおける機械の修繕費によるものです。

公社事業につきましては、群馬県農業公社から農地中間管理事業の窓口業務を受託して、引き続き担い手への農地集積を進めることができました。また、農業機械銀行事業では、作業受託、農業機械

の貸出しにより、引き続き農業者のコスト削減の一翼を担うことができました。そして、WCS事業におきましては、作付面積は昨年より増加し、県内各地の畜産農家に販売し、農家所得の向上に寄与することができました。

そのほか事業の詳細につきましては、別紙事業報告書のとおりでございます。

◇議長（石内國雄君） 以上で日程第7、報告第3号から日程第9、報告第5号までの公社及び財団に関する3件の決算報告を終了いたします。



○日程第10 認定第1号 令和4年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第11 認定第2号 令和4年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第12 認定第3号 令和4年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第13 認定第4号 令和4年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第14 認定第5号 令和4年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第15 認定第6号 令和4年度玉村町水道事業会計決算認定について

○日程第16 認定第7号 令和4年度玉村町下水道事業会計決算認定について

◇議長（石内國雄君） 日程第10、認定第1号 令和4年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第16、認定第7号 令和4年度玉村町下水道事業会計決算認定についてまでの7議案を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、認定第1号から日程第16、認定第7号までの7議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 認定第1号 令和4年度玉村町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定によりご説明申し上げます。

まず、決算の概要でございますが、歳入総額132億3,556万7,056円に対し、歳出総額は122億8,324万4,382円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は9億5,232万2,674円の黒字となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源が4,670万2,300円

ありましたので、実質収支は9億562万374円の黒字となり、さらにここから4億6,000万円を財政調整基金へ積み立てましたので、残りの4億4,562万374円につきましては翌年度に繰り越すこととさせていただきました。

令和4年度決算の大きな特徴といたしましては、その根幹をなす町税収入につきまして、特定の企業の業績好調等により法人町民税が大幅な増収となったほか、他の税目についても増収となり、町税全体では13.5%の増となりました。

各種交付金では、企業収益の拡大により法人事業税交付金が30.7%増、物価上昇等により地方消費税交付金が4.0%増となる一方、地方特例交付金や株式等譲渡所得割交付金等が減少し、全体では0.1%減となっております。また、地方交付税は、臨時財政対策債償還基金費の終了や基準財政収入額における収増等により3.2%減となりました。

使用料及び手数料は、コロナ後における文化センター使用料の増加やリニューアル後の社会体育館使用料の増等により7.1%増となりました。

国庫支出金は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費や、新型コロナウイルスワクチン接種対策費及び接種体制確保事業費補助金の減等により14.4%減となっております。

財産収入は、町営住宅跡地の売却等により121.4%増となるほか、寄附金はふるさと納税による寄附者の増加や、企業版ふるさと納税の導入等により35.4%増となりました。

繰入金は、花火大会の開催時によるふるさと創生基金の繰入れや、地域包括支援センター等の重層的支援体制整備事業に伴う介護保険特別会計からの繰入金の増等により621.3%増となりました。

諸収入は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の減等により52.7%減となるほか、町債は防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び臨時財政対策債等の減により66.4%の減となりました。

次に、歳出では、目的別にみると総務費及び教育費の減少と商工労働費及び消防費の増加が顕著となっております。性質別では、経常的経費である人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び公債費の占める構成比が81.2%となり、経常的経費の伸び率は2.3%減となりました。

歳出総額では、上陽分団詰所建設事業や物価高騰対策であるプレミアム付商品券発行事業や緊急経済対策住宅等リフォーム支援事業等を実施したものの、地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備等導入事業や社会体育館長寿命化改修事業といった大型工事の終了や、新型コロナウイルスワクチン体制確保事業等の減により、前年度に比べ7.0%減となっております。

なお、地方債現在高につきましては、前年度末から3億6,153万3,000円減少し、令和4年度末では96億2,766万8,000円となりました。

一方、財政調整基金現在高につきましては、令和3年度の決算剰余金の4億4,000万円と令和4年度中に発生した利子9万3,000円及び財源の年度間調整として1億円を積み立てた結果、前年度末から5億4,009万3,000円増加し、令和4年度末では26億4,310万8,000円となりました。

また、財政力指数につきましては、前年度に比べて0.01ポイント下降し、0.74となりましたが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年同率の86.7%であり、公債費負担比率については0.5ポイント改善して9.2%になるなど、改善傾向が継続しております。

以上、新型コロナウイルス感染症対策は節目を迎えましたが、引き続き物価高騰や加速する人口減少への対応等、なお多くの課題を抱える現状において、町では町民の暮らしと地域経済を守ることを第一に考え、引き続き財政健全化への取組を堅持し、持続可能な財政基盤の確立に努めていきたいと考えております。

次に、認定第2号 令和4年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額は38億2,862万2,784円に対し、歳出決算額は36億8,967万2,679円となりました。これにより、実質収支額が1億3,895万105円となり、翌年度へ繰越しいたしました。

なお、令和3年度の繰越金が1億8,478万4,963円であったため、実質収支額から前年度繰越金を差し引いた収支額は4,583万4,858円の減額となりました。これは、国民健康保険事業給付金が増加したことから減額となりました。

まず、主な歳入ですが、国民健康保険税は7億5,410万2,756円で、加入者が減少したことなどにより、前年よりも2,630万円程度減収となりました。

現年分の収納率は95.22%で、前年よりも1.15%下降しました。

県支出金は、医療費に係る補助金として普通交付金が25億5,758万8,877円でありました。また、特定健診やジェネリック医療品の普及推進、エイズ予防など町の取組に対する補助金として、特別交付金が5,863万3,000円でありました。

一般会計からの繰入金については、保険基盤安定、事務費、出産育児一時金など2億3,959万9,573円が繰り入れられました。

次に、歳出ですが、保険給付費の支払いが一般被保険者分で25億9,332万3,197円で、診療控えもなくなり、また医療の高度化などにより約1億6,000万円弱の増加となりました。

広域化に伴い、県へ納付する国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合わせて10億2,101万9,544円で、医療給付費分については新型コロナによる診療控え後の給付費分になりますので、増加となりました。

保健事業では、被保険者の健康の保持増進のため、生活習慣病などの予防を主眼に、特定健診や人間ドックなどを実施し、新型コロナウイルス感染症の感染状況も落ち着き始め、人間ドックや特定健診の受診率は昨年度より増加して、3,544万4,440円の支出となりました。特定健診につきましては、慢性疾患の早期発見や重症化予防などの観点から、非常に重要なものと認識しておりますので、制度の周知徹底や未受診者への受診勧奨を図り、被保険者の健康維持、意識の向上に向けて取り組んでまいりたいと思います。

今後も、歳入の確保と医療費の適正化を一層推し進め、安定的な国保の健全運営を図りたいと考えております。

次に、認定第3号 令和4年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額3億9,144万8,931円に対し、歳出決算額は3億8,939万2,353円となりました。

まず、歳入の主なものとして、後期高齢者医療保険料は2億9,627万9,400円で、収納率は99.5%であります。一般会計からは、特別会計事務費及び保険基盤安定拠出金として7,967万6,210円を繰り入れました。

次に、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金として保険料納付金2億9,578万4,173円と保険基盤安定拠出金7,425万210円であります。

実質収支差額については、205万6,578円で、翌年度へ繰り越しました。

今後も、後期高齢者医療制度についてご理解いただけるよう、きめ細やかな対応を行い、円滑な制度運営を図ってまいります。

次に、認定第4号 令和4年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入決算額29億2,853万7,040円に対し、歳出決算額は26億3,170万5,056円となりました。実質収支額は2億9,683万1,984円となり、同額を翌年度へ繰り越しました。

歳入の主なものですが、第1号被保険者の介護保険料収入が7億7,464万6,324円であり、約1,600万円の増収となりました。滞納繰越分を含めた収納率は99.34%でございます。

国、県支出金、支払基金交付金については、介護サービス給付費等が増額になったことに伴い、それぞれの交付額は全体として増額となっております。

次に、歳出の主なものですが、最も多くを占めているのが保険給付費の23億7,534万1,802円であり、前年度より8,400万円増となりました。

また、地域支援事業費については、8,015万8,228円となっております。

介護保険基金についてですが、令和3年度の実質収支額2億7,772万5,806円のうち1億円を積み立てました。

第8期介護保険事業計画期の2年目である令和4年度は、介護予防・重度化防止施策の推進、適正な介護給付等に努力した結果、令和3年度を上回る黒字決算となりました。計画期間中に生じた剰余金を適切に管理し、今後も安定的な制度の維持、運営に努めてまいります。

次に、認定第5号 令和4年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、歳入歳出決算額ともに294万3,500円となりました。

本事業は、介護保険の要介護認定の結果、要支援1、要支援2と認定された方に対して、地域包括

支援センターの保健師等がケアプランを作成するという平成18年度から始まった事業であり、令和4年度で17年が経過したところであります。今後も高齢化の進行に伴い、要支援1、要支援2といった要支援認定者の増加も予想されることから、介護予防を重視した適正なケアプランの作成に努めてまいりたいと考えております。

また、総合事業の対象者への介護予防ケアマネジメントの作成につきましても、適正に努めてまいります。

次に、認定第6号 令和4年度玉村町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。まず、収益的収入及び支出でございます。収入総額は5億6,565万8,151円で、内訳は給水収益等の営業収益が5億3,502万80円、営業外収益が3,063万8,071円でございます。

一方、支出総額は4億7,721万3,978円で、内訳は営業費用が4億4,422万2,450円、企業債利子などの営業外費用が2,905万7,933円、特別損失が393万3,595円でございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。収入総額は1億7,215万8,064円で、内訳は企業債が1億5,000万円、国の水道管路緊急改善事業に係る補助金が1,600万円、固定資産売却収入が615万8,064円でございます。

一方、支出総額は3億8,208万9,891円で、内訳は建設改良費が2億4,134万9,548円、水道メーター等の固定資産購入費が489万6,560円、企業債償還金が1億3,542万7,742円、国庫補助金仕入れに係る消費税相当額返還金が41万6,041円でございます。

なお、資本的収入において不足した2億993万1,827円につきましては、当年度分損益勘定留保資金1億1,896万2,012円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,025万1,732円並びに減債積立金1,646万5,730円、建設改良積立金5,425万2,353円で補填いたしました。

引き続き、安心安全な水を供給できるよう維持管理に努めるとともに、経費節減等により効率的な事業経営を図ってまいります。

次に、認定第7号 令和4年度玉村町下水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。まず、収益的収入及び支出についてでございます。収入総額は7億9,542万8,220円で、内訳は下水道使用料等の営業収益が3億4,058万490円、一般会計繰入金等の営業外収益が4億5,484万7,730円でございます。

一方、支出総額は7億3,520万3,100円で、内訳は営業費用が6億3,496万1,519円、企業債利子などの営業外費用が1億24万1,581円でございます。

次に、資本的収入及び支出についてでございます。収入総額は6億7,593万4,600円で、内訳は企業債が4億3,160万円、他会計補助金が5,816万6,000円、国及び県からの補助金が1億5,630万円、下水道事業受益者負担金が2,986万8,600円でございます。

一方、支出総額は9億8,051万1,320円で、内訳は管渠築造工事費等の建設改良費が5億704万1,970円、固定資産購入費が114万9,000円、企業債償還金が4億7,232万350円でございます。

なお、資本的収入において不足した3億457万6,720円につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,983万1,581円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額792万5,840円、過年度分損益勘定留保資金1,110万3,567円、当年度分損益勘定留保資金2億4,484万6763円及び減債積立金2,086万8,969円で補填いたしました。

今後も、計画的に整備を進め、収入の確保に努めるとともに、効率的な事業運営を図ってまいります。

以上が、令和4年度の一般会計をはじめ、各特別会計の歳入歳出決算の概要でございますが、去る7月11日から8月1日までの間、監査委員さんに審査をしていただき、その審査意見書が提出されておりますので、監査委員さんの意見書を付して、議会の認定を賜りたくご提案申し上げる次第でございます。

なお、その経過と決算の詳しい内容につきましては、決算書並びに決算における主要事業と成果等の説明書を提出させていただいておりますので、御覧いただきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 提案説明を終了いたします。

認定第1号 令和4年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 令和4年度玉村町下水道事業会計決算認定については監査委員の審査意見が付されております。

監査委員の審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君登壇〕

◇総務課長（齋藤善彦君） それでは、令和4年度玉村町一般会計・特別会計・公営企業会計歳入歳出決算及び基金運用状況についての監査委員の審査意見書について朗読をさせていただきます。

まず、2ページをお開きください。第1、審査の対象、第2、審査の期間、第3、審査の方法、こちらは記載のとおりですので、割愛させていただきます。

3ページをお開きください。中頃、第4、審査の結果です。こちらも3ページから19ページ上段まで記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

次に、19ページ上段、第5、審査の意見です。1、総括意見、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算及び財産の取得、管理、処分並びに基金の運用状況については、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証した結果、その計数は正確であり、予算の執行または事業の経営はおおむね適正かつ効率的に行われていると認められた。

なお、提出された各審査調書に関する審査の結果及び意見は以下のとおりである。

(1)、前年度指摘事項の措置状況。令和4年度に実施した定期監査、随時監査、例月出納検査、財政援助団体等監査、決算審査の際の意見や指摘事項に対し必要な措置が講じられたかどうかについて、提出された令和4年度措置状況調書により確認した結果、おおむね適切な措置が講じられているものと認められた。

(2)、主要事業と成果等。令和4年度決算における主要事業と成果等については、提出された説明資料に基づき、各課担当者より説明を求めた結果、実施された主要事業はおおむね適切に実施されており、一定の成果を上げていると認められた。

今後とも最少の経費で最大の成果が得られるよう、合理的かつ効果的な事業運営に取り組まれない。

(3)、委託業務及び工事施工状況、負担金の根拠、財産の管理。契約金額が50万円以上の委託業務や契約金額が130万円以上の工事の施工状況、各種負担金の根拠、財産の取得、処分や貸付け、借入れの状況等については、提出された令和4年度玉村町歳入歳出決算審査調書に基づき確認した結果、委託業務や工事の契約内容、施工時期及び財産の管理等の状況はおおむね適切であると認められた。

法令外負担金についても、おおむね適正な支出であると認められた。今後も負担金の算出根拠や支出先の団体の活動を把握し、例年どおりの支出ではなく、その必要性を検討されたい。

(4)、補助金及び交付金。各種団体の補助金等による事業の実施状況については、提出された令和4年度決算補助金等実績報告書に基づき確認を行った。

その結果、各種団体等の事業実施状況はおおむね良好であり、補助金の必要性、有効性、支出の時期及び額等はおおむね適切であると認められた。

(5)、歳入と歳出の確認。歳入については、提出された令和4年度玉村町歳入歳出決算書等に基づき、予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、不納欠損額等について確認した結果、おおむね適切に処理されていると認められた。

また、不納欠損処分の状況等については、令和5年6月28日に随時監査を実施し、不納欠損処分に至るまでの徴収努力並びに事務処理について、おおむね適正に実施されていることを確認した。

歳出については、提出された令和4年度玉村町歳入歳出決算書等に基づき、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額等について確認した結果、おおむね適切に執行されていると認められた。

不用額については、主な要因は節内における累計残や予算時の見積額に対する入札等の差金によるものであり、やむを得ないものと認められた。

2、財政分析。実質収支比率11.7%及び財政力指数0.74は、おおむね例年どおりの値で推移したほか、公債費負担比率9.2%については、前年度9.7%を0.5ポイント下回り、改善が見られた。経常収支比率86.7%については、前年度と同様になったが、近年では改善傾向が見られている。これまでの財政健全化に向けた取組効果が着実に得られているものと考えられる。

今後も引き続き、健全な財政運営に向けた取組に当たられることを要望する。

3、一般会計。前半部分につきましては記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

21ページの上段を御覧ください。令和4年度一般会計決算については、おおむね妥当であると認められる。町は、新型コロナウイルス感染症の収束後の社会を見据え、町政運営に日々取り組んでいるところである。大きく変化する社会情勢下において、アフターコロナにおける町民の暮らしと地域経済を守るためにも、物価高騰など直面する課題に対し引き続き全力で対応するとともに、今後も玉村町の発展と町民福祉の向上に向けた施策についても、積極的に取り組まれるよう期待する。

4、特別会計です。こちら各特別会計それぞれの前半部分は記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

(1)、国民健康保険特別会計。令和4年度国民健康保険特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。国民健康保険事業は、社会保険への加入要件の緩和等により、保険加入者数は減少しているものの、医療の高度化に伴い、1人当たりの医療費は増加傾向にある。今後も財政運営の責任を担う群馬県と連携を図りながら、安定的かつ効率的な国民健康保険事業の運営に取り組まれない。

(2)、後期高齢者医療特別会計。令和4年度後期高齢者医療特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。後期高齢者医療保険の年間平均被保険者数は年々増加しており、令和4年度は前年度に比べ273人増加(6.8%増)した。高齢化の進行により、今後も医療費の増加が見込まれることから、適正な保険給付に努め、引き続き安定的な後期高齢者医療保険事業の運営に取り組まれない。

22ページになります。(3)、介護保険特別会計です。令和4年度介護保険特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。高齢社会の進行に伴い、要支援、要介護認定者の増加と、それに伴う介護サービスの需要はより一層高まることが予想される。引き続き、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく自立して生活できるよう、健全な介護保険事業の運営に努められたい。

(4)、介護予防サービス事業特別会計。令和4年度介護予防サービス事業特別会計決算については、おおむね妥当であると認められる。引き続き、適切な介護予防サービス事業の運営に取り組まれない。

5、基金の運用状況等です。公有財産、物品、基金の管理及び運用状況については、財産に関する調書及び公有財産台帳、基金残高表、預貯金残高証明書、出資証券、その他基金の運用状況等に関する資料に基づいて審査した結果、その運用状況を示す書類、計数等は正確であり、おおむね妥当であると認められた。引き続き、適切な管理、運用に取り組まれない。

23ページをお開きください。令和4年度玉村町水道事業会計決算審査結果及び意見です。1、審査対象から24ページの7、審査結果までは記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

8、審査意見です。令和4年度水道事業会計決算については、おおむね妥当であると認められる。有収率については90.1%で、前年度88.9%に比べ1.2ポイント上昇した。収益の向上と水

の安定供給のため、今後もさらなる有収率の向上に努められたい。

水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴い料金収入の減収が見込まれる一方、施設の老朽化に対応するための更新費用の増加が見込まれるなど厳しさを増している。よって、将来にわたって安定的に水道事業を継続していけるよう、次年度以降の水道料金改定の検討に当たっては、説明責任を果たすべく計画的かつ慎重に進めるとともに、玉村町水道事業経営戦略に基づいた取組を着実に行之、引き続き健全経営に努められたい。

25ページをお開きください。令和4年度玉村町下水道事業会計決算審査結果及び意見です。1、審査対象から26ページの7、審査結果までは記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

8、審査意見です。令和4年度下水道事業会計決算については、おおむね妥当であると認められる。下水道事業は、公衆衛生の向上と生活環境の改善及び水質の保全という町民生活を支える重要なライフラインの1つである。一方、下水道整備の普及、促進とともに、人口減少に伴う使用料収入の減収や今後の施設の更新などの課題に直面しつつあり、経営環境は厳しさを増している。

また、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金については、強制徴収公債権であるゆえ、税金の滞納処分の例により徴収できる債権であることから、差押え等の強制執行を視野に入れたさらなる滞納整理の取組強化について、しっかりとした目標を立てるなど研究の上、実施されたい。

以上、将来にわたって安定的かつ持続的に下水道事業を継続していけるよう、今後の下水道使用料改定の検討に当たっては、説明責任を果たすべく計画的かつ慎重に進めるとともに、玉村町下水道事業経営戦略に基づいた取組を着実に行之、引き続き、健全経営に努められたい。

次の27ページ以降につきましては、各会計に関する付表になっております。

以上で、監査委員による審査意見書の朗読を終了させていただきます。

◇議長（石内國雄君） 以上で、監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。10時30分より再開いたします。

午前10時13分休憩

午前10時30分再開

◇議長（石内國雄君） 再開いたします。

◇議長（石内國雄君） 議員各位に申し上げます。

決算審査に先立っての総括質疑は、議会運営に関する基準（先例）の附則1の規定により、予算・決算特別委員会に付託される議案の総括質疑は款項の範囲で行うと定められております。したがって、総括質疑は款項の範囲でお願いいたします。

それでは、これより令和4年度の各会計の歳入歳出決算認定に係る総括質疑を議案ごとに行います。

日程第10、認定第1号 令和4年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和4年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第11、認定第2号 令和4年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 総括質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和4年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第12、認定第3号 令和4年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和4年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第13、認定第4号 令和4年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和４年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第１４、認定第５号 令和４年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和４年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第１５、認定第６号 令和４年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和４年度玉村町水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

日程第１６、認定第７号 令和４年度玉村町下水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を行います。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で、令和４年度玉村町下水道事業会計決算認定についてに係る総括質疑を終了いたします。

これをもちまして、７会計に係る総括質疑を終了いたします。

————— ◇ —————

○決算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（石内國雄君） お諮りいたします。

日程第１０、認定第１号 令和４年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第１６、認定第７号 令和４年度玉村町下水道事業会計決算認定についてまでの７議案につきましては、議会

運営に関する基準（先例）第４７条に基づき、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第１０、認定第１号から日程第１６、認定第７号までの７議案については、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、玉村町議会委員会条例第６条第４項の規定により、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議会選出の監査委員となっている議員を除く全議員を決算特別委員会委員に選任することに決しました。



○日程第１７ 報告第６号 令和４年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

○日程第１８ 報告第７号 令和４年度決算に基づく資金不足比率の報告について

◇議長（石内國雄君） 日程第１７、報告第６号 令和４年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第１８、報告第７号 令和４年度決算に基づく資金不足比率の報告についてが提出されました。

これより２件の報告を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 報告第６号 令和４年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の４指標を報告するものでございます。

まず、実質赤字比率につきましては、一般会計において赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

また、連結実質赤字比率についても、各会計いずれも赤字が生じておりませんので、数値は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率であります。これは過去３年間の平均値で算出するものでございます。令

和2年度から令和4年度までの平均値は、元利償還金の減少や特定財源の増加等により、前年度と比較して0.3ポイント改善し、3.5%となりました。国で定めた早期健全化基準は25.0%となっておりますので、これを大きく下回り、クリアしております。

最後に、将来負担比率であります。地方債現在高などの将来負担額を基金などの充当可能財源が上回ったため、前年度と同様に数値は算定されませんでした。

なお、今回報告いたします健全化判断比率につきましては、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その審査意見書を付して報告させていただきます。

次に、報告第7号 令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するものでございます。

資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業会計ともに黒字決算であり、資金不足が生じていないため、いずれの会計も数値は算定されませんでした。この資金不足比率につきましても、監査委員さんに審査をいただいておりますので、その意見書を付して報告させていただきます。

◇議長（石内國雄君） 以上で日程第17、報告第6号及び日程第18、報告第7号の2件の報告を終了いたします。

日程第17、報告第6号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第18、報告第7号 令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告については監査委員の審査意見が付されております。

監査委員の審査意見の朗読を求めます。

総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君登壇〕

◇総務課長（齋藤善彦君） それでは、報告第6号、7号のそれぞれの後ろに付されている監査委員の審査意見書を御覧ください。それでは、朗読させていただきます。

初めに、令和4年度財政健全化審査意見書です。1、審査の概要、2、審査期間については記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

3、審査の結果です。（1）、総合意見。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（2）、個別意見。①、実質赤字比率については、令和4年度は実質赤字額がなく、実質赤字比率は算定されず、早期健全化基準の13.82%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

②、連結実質赤字比率について。令和4年度は全ての会計が黒字で連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率は算定されず、早期健全化基準の18.82%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

③、実質公債費比率について。令和4年度の実質公債費比率は3.5%となり、早期健全化基準の

25. 0%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

④、将来負担比率について。令和4年度の将来負担比率は算定されず、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っており、良好と言える。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

次は、水道事業会計及び下水道事業会計の経営健全化審査意見書となります。こちらそれぞれ1、審査の概要、2、審査期間については記載のとおりですので、割愛をさせていただきます。

それでは初めに、水道事業会計経営健全化審査意見書です。3、審査の結果です。(1)、総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。水道事業は、事業の規模4億8,341万6,000円(前年度4億9,411万3,000円)、流動負債7,902万3,000円(前年度6,706万3,000円)、流動資産8億6,206万1,000円(前年度8億5,300万6,000円)、剰余額7億8,303万8,000円(前年度7億8,594万3,000円)、標準財政規模比10.1%(前年度9.9%)である。したがって、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準の20.00%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

続きまして、下水道事業経営健全化審査意見書です。3、審査の結果です。(1)、総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2)、個別意見。下水道事業は、事業の規模3億1,174万2,000円(前年度3億565万6,000円)、流動負債8,194万3,000円(前年度2,870万5,000円)、流動資産1億9,272万4,000円(前年度1億3,899万1,000円)、剰余額1億1,078万1,000円(前年度1億1,028万6,000円)、標準財政規模比1.4%(前年度1.4%)である。したがって、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準の20.00%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3)、是正改善を要すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

以上で、監査委員の審査意見書の朗読を終了させていただきます。

◇議長(石内國雄君) 以上で監査委員の審査意見の朗読を終了いたします。



○日程第19 議案第43号 令和4年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について

○日程第20 議案第44号 令和4年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分について

◇議長(石内國雄君) 日程第19、議案第43号 令和4年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について及び日程第20、議案第44号 令和4年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分についての

2 議案を一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 19、議案第 43 号及び日程第 20、議案第 44 号の 2 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 43 号 令和 4 年度玉村町水道事業会計剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年度水道事業会計決算の結果、発生した利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

前年度 1 年間の営業活動の結果として、損益取引から生じた純利益は 6,781 万 2,556 円ありますが、これは経理上、未処分利益剰余金に位置づけられるものでございます。また、減債積立金、建設改良積立金の取崩しにより生じた 7,071 万 8,083 円を加えますと、未処分利益剰余金の合計額は 1 億 3,853 万 639 円でございます。

内容につきましては、別紙の剰余金処分計算書（案）のとおり処分させていただくもので、企業債償還に充てるための減債積立金として 4,781 万 2,556 円、欠損金を埋めるための利益積立金として 1,000 万円、建設改良積立金として 1,000 万円をそれぞれ積み立て、資本金として 7,071 万 8,083 円を組み入れるものでございます。

次に、議案第 44 号 令和 4 年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年度下水道事業会計決算の結果、発生した利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

前年度 1 年間の営業活動の結果として、損益取引から生じた純利益は 3,488 万 1,044 円ありますが、これは経理上、未処分利益剰余金に位置づけられるものでございます。また、減債積立金の取崩しにより生じた 2,086 万 8,969 円を加えますと、未処分利益剰余金の合計は 5,575 万 13 円でございます。

内容につきましては、別紙の剰余金処分計算書（案）のとおり処分させていただくもので、企業債償還に充てるための減債積立金として 3,488 万 1,044 円を積み立て、資本金として 2,086 万 8,969 円を組み入れるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で 2 議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第19、議案第43号 令和4年度玉村町水道事業会計剰余金の処分について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第44号 令和4年度玉村町下水道事業会計剰余金の処分について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

_____ ◇ _____

○日程第 2 1 議案第 4 5 号 令和 5 年度玉村町一般会計補正予算（第 6 号）

○日程第 2 2 議案第 4 6 号 令和 5 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○日程第 2 3 議案第 4 7 号 令和 5 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○日程第 2 4 議案第 4 8 号 令和 5 年度玉村町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

◇議長（石内國雄君） 日程第 2 1、議案第 4 5 号 令和 5 年度玉村町一般会計補正予算（第 6 号）から日程第 2 4、議案第 4 8 号 令和 5 年度玉村町下水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 4 議案を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 2 1、議案第 4 5 号から日程第 2 4、議案第 4 8 号までの 4 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 4 5 号 令和 5 年度玉村町一般会計補正予算（第 6 号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に 1 億 6 4 2 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 2 0 億 4, 8 2 7 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

初めに、歳出の主な補正内容でございますが、まず総務費では県下全域の取組として、自転車事故多発地点に注意喚起の看板を設置するほか、まちなか交流館の老朽化した階段の修繕、制度改正に伴う基幹業務総合情報システムの改修及び e L T A X における税目拡充に伴う設定の費用等を計上しております。

次に、民生費では、老朽化に伴う老人福祉センターの高圧コンデンサ変流器やエアコンの更新、就労移行支援事業の利用者増による自立支援費の増額、保育所、児童館における施設等の修繕を行うほか、こども家庭センター設立準備として児童相談管理システムに係る経費を追加するものでございます。

次に、衛生費では、令和 4 年度の風しん抗体検査事業の精算による国返還金、労働費では勤労者センターの樹木剪定費用等を計上しております。

次に、農林水産業費では、水田活用直接支払交付金対象水田における用排水路のしゅんせつや水辺の森公園の老朽化した施設の修繕を行うほか、商工費では、小口資金の代位弁済保証金を支払うものでございます。

次に、土木費では、地元からの要望等に応えるため、道路補修や道路改良、排水路改修、公園の維

持管理等への事業費を追加するほか、高崎玉村スマートインターチェンジ周辺地区の工業団地造成時に発生した廃棄物処分に伴う負担金を計上するものです。

次に、教育費では、小中学校における留守番応答つき電話機の導入や学校施設や遊具等の修繕を行うとともに、寄附金を活用して小中学校及び幼稚園における図書や備品の充実を図ります。

また、来年度購入予定であった小学校の給食用角仕切り皿について、商品の値上げ前に先行して購入するほか、来場者の増加により駐車場が不足している重田家住宅の駐車場整備、老朽化した海洋センターの設備更新に係る費用等を計上しております。

以上が歳出の主な補正内容となります。

次に、歳入でございますが、南中学校トイレ改修事業の補助裏分の地方債について、学校教育施設等整備事業債よりも充当率や交付税措置率の高い防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に組替え、併せて地方債の限度額を補正するほか、今回の補正に伴う財源としましては、各事業の執行に伴う国、県支出金をはじめ、寄附金、繰入金及び諸収入及び前年度繰越金を予定しております。

なお、債務負担行為でございますが、町立第2保育所及び第4保育所の給食調理業務委託について、本年度末の委託期間満了に伴い、新たに来年度以降の業者選定を行うほか、令和5年度、6年度で実施している広桃導水路のり面整備補修事業の令和6年度の負担金額が確定したため、債務負担行為を追加するものでございます。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、議案第46号 令和5年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億190万4,000円とするものでございます。

補正内容の歳出につきましては、人間ドックの利用者が多いことから、検査費用助成金を48万円増額するものでございます。

歳入につきましては、人間ドック検査費用助成金に対する一般会計からの繰入金を8万円、後期高齢者医療広域連合からの人間ドック助成金を40万円増加するものでございます。

次に、議案第47号 令和5年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に3,862万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億5,123万4,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では前年度繰越金から令和4年度精算に伴う国庫負担金等の返還金を計上するものでございます。また、一般会計繰入金の増額分を計上するものでございます。

次に、歳出では、国庫負担金等の令和4年度精算に伴う返還金として3,860万6,000円を追加するものでございます。また、公用車整備費の増額を行うものでございます。

次に、議案第48号 令和5年度玉村町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。まず、資本的収支についてですが、資本的収入の予定額を90万円増額し、総額を7億

1, 496万5, 000円と定めるものでございます。

補正予算額の内訳につきましては、企業債を1, 490万円増額する一方、補助金を1, 400万円減額するものでございます。

次に、企業債についてですが、借入れ限度額を1, 490万円増額し、5億2, 630万円とするものでございます。

最後に、債務負担行為についてですが、今年度から来年度にかけて予定している下水道事業経営戦略の改定業務について、385万円を限度額として定めるものでございます。経営戦略は、中長期的な経営の基本計画となるもので、現行の経営戦略は令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間として、令和2年度に策定しました。当初は、中間期間である令和7年度中の改定を予定していましたが、令和7年度以降も引き続き国の補助金の交付を受けるためには、経営戦略を国が求めている内容に沿ったものとする必要があるため、見直し時期を前倒しして、令和6年度中に改定を目指すものであります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で、4議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第21、議案第45号 令和5年度玉村町一般会計補正予算（第6号）、これより本案に対する質疑を求めます。

1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 3本あるのですけれども、1回やっていいですか。

◇議長（石内國雄君） いいです。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 33ページをお願いしたいと思います。土木費の道路維持費の中の排水路管理事業で、雑草除去委託料、補正予算で421万8, 000円を計上しておりますけれども、この時期が適切であるのかどうかということと、場所はどこでしょうかが1つです。あと2つやっていいですか。

それから、34ページです。道路新設改良費の21節の補償補填及び賠償金ということで、町道103号線道路改良事業で、21節の道路改良物件補償費なののですけれども、物件補償はあまりいつもあるものではないのですけれども、この87万3, 000円の中身は何でしょうかということが2つ目です。

最後に、35ページです。都市計画総務費の委託料と負担金補助及び交付金、今の町長のお話を聞いておりまして、廃棄物の負担金とか、あと業務委託料は、全協の説明でレーン変更等あったと記憶しておりますけれども、業務委託料につきましては、ここの部分は工業団地造成に伴って道路のレーン変更に伴う委託料が過去も発生しておりまして、今回も235万4, 000円ほど計上しております。

すけれども、こういった補正に係るレーン変更等に伴う委託料というのは今後も発生するのでしょうかということと、もう一度この内容を教えてください。

負担金につきましては、廃棄物の処理に伴う負担金ということですから、これは町として負担金を出す筋合いのものであるのかどうか。県とか町とかで応分の負担があって、その割合に基づく額なのかどうか教えてください。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えします。

まず、33ページの排水路管理事業、雑草除去委託料ですが、こちらは箇所的にいいますと4か所ございます。まず、1つ目が川井の矢川、日本橋の下流に木がいっぱい生えているところがございまして、昨年も倒れてしまって処理をしております。今年の初めの頃にも枯れてしまって倒木があって、そちらの処理を行っています。川沿いで、まだ立ち枯れしているような木がいっぱいありまして、そこについて今後台風とかがあったりして、倒れて民家とかにぶつかってしまうと困るので、処理をすると。どうしても川のところで入り口がないものですから、一般の方の畑を借りて、そこに鉄板等を敷いて仮設の道路みたいなものを造ったりするのに結構な費用がかかるので、そちらで191万4,000円という金額で、まずこちらのものについては計上させていただいています。

2か所目が、上之手地内の水路用地の除草なのですがすけれども、通常除草に関しましては会計年度職員の方にやっただいていてのですが、そこについてはちょっと堀が深いものですから、危険だということで専門の人に頼むということで、こちらが29万7,000円。

3か所目が、下茂木の旧玉ゴルフ場のすぐ東側に3階建てのマンションがございまして、そのマンションとゴルフ場の間に水路がありまして、そこに大きな木が、雑木が生えてしまっていると。もう3階くらいまで高さが行ってしまっていて、そちらを伐採する、こちらが22万円。

あと、4か所目が東部工業団地内で、やはり排水路の敷き、そこのところに木が生えていたりとか、雑草が生えていて、そちらもちょっと専門の人でないと対応できないということで、こちらが128万7,000円と、あとプラス区長さんから排水路なんかを刈ってほしいという要望が出たときに、会計年度任用職員では対応できないところについて対応するというので、50万円を計上させていただいています。合計で421万8,000円となっております。

続きまして、34ページの町道103号線道路改良事業、道路改良物件補償費なのですがすけれども、今現在、町道103号線というところで、田中生コンからずっと東に入って東部工業団地のほうまで行く道路、こちらの拡幅工事をしています。優先的に下茂木地内の法連寺から東辺りを用地買収をしているところです。土地買収については8件で、補償については4件というふうに昨年度もさせていただいてまして、今年度につきましては、当初予算で補償費とか土地の買収費をいただいていたの

ですが、そちらが大体完了する見込みがついたと。さらに、用地買収とかそういったものを進めさせていただくのに、今回補償費として3件分、ブロック塀を後退してもらおうとか、排水路とか舗装関係の部分について補償させてもらって、町のほうで用地買収とかをさせていただくということで、追加の補正で87万3,000円計上させていただいています。

最後に、35ページの高崎玉村スマートIC周辺地区まちづくり事業の業務委託料ですが、こちらに関しましては国道354号、こちら滝川通り線というものがございまして、もともと右折レーン自体はあったのですけれども、今度工業団地ができる際にはトラックが大分出入りするだろうと。そうすると、今まで一般車両等を見越して右折レーンの長さをとっていたのですが、トラックが止まってしまうと右折レーンに入り切らなくて、渋滞を引き起してしまう可能性があるということで土木事務所のほうから指摘を受けまして、右折レーンの長さを延長しました。その工事自体は国道ですので、町でやるには大変難しいということで、伊勢崎土木事務所のほうに負担金をお支払いして工事自体はやっていただいたと。それがもう完成しまして、今右折レーンのところに置き型式のガードレールがあって、まだ入れないような状態になっているのですけれども、その右折レーンを延長したことによって、道路台帳というものを直さなくてはいけません。国道なので、道路台帳を直すのにいろんな測り直しとかを結構するというので、金額的にちょっと大きくなっていまして、それが205万7,000円で国道の道路台帳の補正代金。置き型ガードレールが置いてあるのですけれども、12月くらいに全部工事が完了して、あそこは入れるような状況に今後なるかと思いますので、そのときに置き型ガードレールをどかす委託料、こちらの29万7,000円を計上させていただいています。

最後の負担金ですけれども、こちらに関しましては、企業局と町のほうで工業団地を進めるに当たりまして、いろんな協定を結ばせていただいています。その中の1つとして、工業団地内で発生した廃棄物につきましては、町のほうが土地とかを準備するという、用地交渉とかそういった分担になっていまして、発生した廃棄物については町のほうが処分するという協定になっています。発生したときに、その都度その都度お金を払っていると大変なので、廃棄物の処理に関する協定をさらに結びまして、まずは全部企業局のほうを立て替えておいて、最後に精算という形で町が負担するという協定を結んでいましたので、そちらの負担金が156万2,000円となっております。

以上となります。

◇議長（石内國雄君） ほかに質問ありますか。

4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 最初に、2点あるのですが、まず1点目、29ページです。町単独農業用水利施設管理事業として業務委託料892万1,000円が計上してありますが、この業務委託内容、それから委託先はどういう形で選定するのか。それから、当初予算編成時に考えられないことだったのかどうか。

それから２点目、３３ページ、先ほど羽鳥議員からもありましたが、排水路管理事業において１４の工事請負費、こちらが７７０万円計上してありますが、こちらの工事内容、委託内容、それから請負者をどういう形で決めるのかということと、こちらについても当初予算編成時に想定できなかったことなのかどうかについて伺います。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 武士浩之君発言〕

◇経済産業課長（武士浩之君） お答えします。

町単独の農業水利の施設管理事業の業務委託料、中身についてはしゅんせつの作業となります。このしゅんせつの作業については、水田活用直接支払交付金、国から直接耕作者さんに支払いがあるのですが、国の方針で、水稲以外を作っている場合、５年に１回は水を張るようなということが方針として決まりました。その対応についてどうしていくかということで検討していたのですが、ＪＡさん、もしくは伊勢崎市さんと５月に検討をしまして、対応としてはしっかり水を入れて写真を撮るというふうに対応を決めました。そのためには、例えば下之宮の大豆のところは長年水を入れていませんでしたので、大分泥等が堆積しているということで、その対応を早期にしていかなければ、５年以内という令和８年あたりになるのですけれども、その対応をするために早期に対応したいということで、今回補正に上げさせていただきました。

発注については、指名競争入札になるのかなというふうに思うのですが、それについては契約管財係のほうを担当になると思います。

以上になります。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えします。

３３ページの排水路管理事業の工事請負費について、まず場所なのですが、こちらにつきましては上茂木の滝川緑道のところとなります。滝川緑道が滝川にずっと沿っていくのですけれども、途中後箇の辺りで右側に斜めに入っていくって、あずまやを通り過ぎて、また左に曲がって東のほうに向かうというルートもございます。その住宅が建ち並んでいるところの裏側に排水路があるのですが、そちらのほうは、通常ですと三面コンクリートということで底もコンクリがあるのですけれども、そこについては昔の施工ということで、両脇、両側というのですか、そこだけコンクリートで、底が土になっています。その関係で土砂が堆積してしまったりとかして、水の流れが悪くて臭いが出てくるということで、以前から区長さんから要望されていたところなのですが、なかなかほかの箇所もあったものですから、当初予算のほうには計上できなくて、また今回要望がございましたので、今回補正のほうで上げさせていただいたということです。

業者の選定につきましては、指名競争入札になるかと思われます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

6 番月田均議員。

〔6 番 月田 均君発言〕

◇6 番（月田 均君） まず17ページ、交通安全の標識ということで、県のほうから依頼されて看板を2か所作するというので、場所は分かったのですが、今も町でも同じようなものを作っていると思うのですが、そのものとどういうふうに違ってくるのか聞きたい。

もう一つ、重田家住宅の駐車場は、その回答の後に聞きます。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

17ページの交通安全施設整備事業、こちらにつきましては5年の4月の27日付ということで、県土整備部のほうから中高生の自転車対策、注意喚起看板設置についてということで依頼があって、そちらに基づいて行うものです。

場所につきましては、福島の中建設の周辺というのですか、中建設さんの会社の脇に1か所で、旧第5保育所のところに1か所で、県道に出る手前に自転車事故多発という看板を建柱をして立てるということでございます。

こちらにつきましては、県のほうからこういったものをつけてくれという、そういった指示もされておりまして、看板自体は1.8メートル掛ける0.4メートルの自転車事故多発というものがあって、柱自体は3メートルのものを立ててくれという、そういった指定の下に、今回予算の計上をさせていただいているところです。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6 番月田均議員。

〔6 番 月田 均君発言〕

◇6 番（月田 均君） いいことだと思うのですが、それ以外に危ないところ、私は同様のところがあると思うのですが、そんなのは町として感じているところがありますか。質問以外か、ではいいです。変えます。

◇議長（石内國雄君） いいですか、終わりでいいですか。

〔6 番 月田 均君発言〕

◇6 番（月田 均君） ええ、後で確認します。

もう一つ、では2問目なのですが、ページはちょっと分からないのだけれども、町長の提案説明で重田家住宅の駐車場整備ってあったのですけれども、私はよく行くのですけれども、そうすると南側に広い駐車場があって、あそこに車を止めてやっているの、特に駐車場不足を感じたことは

ないのですけれども、どういった理由で、どこに駐車場を追加するのですか。

◇議長（石内國雄君） 補正予算のどこですか、補正予算の審議です。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 町長の説明の中で、重田家住宅の駐車場整備という話があって今聞いたので、質問したのですけれども。

〔何事かの声あり〕

◇6番（月田 均君） 予算の中で。議案45号の説明の中で……

◇議長（石内國雄君） 補正予算の中で。今5年度の補正予算をやっていますけれども、何ページですか。

〔「47」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 47ページですか。

〔「46か7」の声あり〕

◇6番（月田 均君） だから、先ほど町長が議案45号の中でこういうものがあると説明したので、私は聞いただけなのですけれども。ということは予算にあるはずなののですけれども。

〔「47ページ」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 47ページの重田家住宅の件でよろしいのですか。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） そうです。そうだと思います。

〔「2万4,000円だよ」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 2万4,000円ですか。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） いや、だから重田家住宅の駐車場整備という説明がされていたので、質問したのですけれども。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 重田家住宅の駐車場なののですけれども、月に何回かイベントをやっているときに、やはり南側の駐車場をお借りしているところではありますが、催しの内容によりましては、講座とかそういう形であれば定員を決めてやっていますから駐車場には困らないのですけれども、マルシェとかという形で大勢のお客様が入れ替わり立ち替わり来るといときには、どうしても不足が生じている部分があるので、今あまり利用していない畑のほうのところを駐車場に整備することで予算計上させていただきました。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） では、そこに入っている246万5,000円がそれに相当するということになると思うのですが、そうすると今あるあそこの東側の畑のほとんどが、駐車場になるということなのですか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 今ある東側の畑のところに碎石を入れて、駐車場に整備するという予定です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） もう一つやらせてもらいます。32ページです。観光費の使用料及び賃借料で、新玉ゴルフ場土地借上料20万7,000円。これはたしか説明を受けましたけれども、1,971平米ですか、新玉ゴルフ場は指定管理制度で特定の会社が経営しておりまして、発注元は群馬県の企業局ということで、この土地借上料を9月補正の段階で20万7,000円計上して、この20万7,000円の根拠と、玉村町がなぜ補正予算を組んで、誰に払うのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 武士浩之君発言〕

◇経済産業課長（武士浩之君） お答えします。

新玉ゴルフ場の追加で予算を取らせていただく20万7,000円なのですが、そもそもゴルフ場として借りられていた土地というふうに企業局から報告を受けています。ですが、その方と企業局の中で契約のほうがよく進まなかったということで、今までの支払いは企業局が直接支払いをしていたというふうに聞いています。今回契約のほうがよくまとまったということで、そのほかのゴルフ場もそうなのですが、契約ができたものは、歳入のほうも企業局からいただいて、そのまま借りている方に支払うというような流れになりますので、今回契約がまとまったということで、この追加分の1,971平米分を今度町から支払うというふうになります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 企業局と地主さんで契約が成立したので、その地代を玉村町の予算でもって企業局に払うのですか、個人に払うのですか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 武士浩之君発言〕

◇経済産業課長（武士浩之君） 企業局、群馬県からその費用を歳入としていただいて、それを土地

を所有している方に町から支払うということになります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第46号 令和5年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２３、議案第４７号 令和５年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第１号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２４、議案第４８号 令和５年度玉村町下水道事業会計補正予算（第１号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

_____ ◇ _____

○日程第２５ 議案第４９号 町道路線の認定について

◇議長（石内國雄君） 日程第２５、議案第４９号 町道路線の認定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第４９号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案は、令和５年度道路台帳補正における認定に係るものでございます。

今回の認定路線数は１路線、延長３７．２０メートルとなっております。内容は、高崎玉村スマートＩＣ北地区工業団地造成事業に伴い、工業団地内における利便性向上のための新設道路について、町道路線として新規認定するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第２６ 議案第５０号 工事請負契約の締結について

◇議長（石内國雄君） 日程第２６、議案第５０号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第50号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

玉村町クリーンセンター年次整備工事につきましては、8月18日に随意契約見積り開札を行った結果、東京都港区芝浦3丁目9番1号、株式会社タクマ東京支社支社長、丸田元太が、消費税込み7,315万円で落札し、8月23日に同社と仮契約を締結いたしました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事の内容は、クリーンセンターの安全かつ安定的な焼却運転を行うため、焼却炉をはじめとする傷みの激しい設備等の整備を行うものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） よろしいでしょうか、契約の締結のやり方と内容についてお聞きします。

年次整備契約ということですから、この株式会社タクマという東京に本社がある会社は、過去もクリーンセンターの整備計画に基づく工事を請け負っていたのでしょうかということが1つと、耐用年数というのでしょうか、クリーンセンターとしての寿命というのでしょうか、そういうことを考えますと、クリーンセンターは今後こういった年次整備計画に基づく7,000万円近い工事を、計画的にはどのくらいの期間行うことが予定されているのでしょうか。

その2点についてお伺いいたします。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

クリーンセンターにつきましては、当初の竣工時、建設を行ったのが株式会社タクマでありまして、そちらの中の機器、また設備、そちらはタクマが独自に設計をして製作したものも多数あるということの中で、他社ができるものにつきましては、なるべく分離的に発注をして工事のほうはさせてはいるのですが、肝となる部分、主要な設備、機器につきましては、どうしてもタクマでないと手配もできないということがありまして、過去からずっと年次整備工事、主な工事につきましてはタクマのほうに随意契約で行わせているところであります。

昨今、こちらのクリーンセンターの年次整備工事、工事費の高騰、人件費の高騰等によりまして、以前よりも大分金額のほうがかかるようになってきております。いつぐらいまでこちらをやるのかというところであるのですけれども、一応こちらのクリーンセンターにつきましては令和9年度を一旦

の寿命というのですか、そちらまで使うという計画の下、運転をしているわけですがけれども、こちらにつきましても、なかなか単独でゴミ処理施設を新設するというのは、補助金も出ない、また場所の問題等もありますので、かなり難しいことではあると思います。なかなか今後のごみ処理のめどがつかなければ、クリーンセンターを使い続けていくことにもなろうかなとは思っておりますけれども、そういったことで、傷んでくる箇所も増えてきますので、そうなりますと当然費用もかかってくると思われます。

そういった形を、なるべく費用をかからないような形でゴミの処理のほうはしていきたいというふうに考えておりますけれども、やむを得ない部分につきましては、今後ともお金をかけて工事をしていかざるを得ないのかなというふうに考えています。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 設計施工した、造った会社であるというふうなことですから、諸物価高騰の折、諸経費の見積り、積算等の中で一者随契というようなことで、今後も令和9年度までこういった工事がかさんでいくことがお話から予想されます。

そこで、随意契約、一者随契ということで他に競合する他社がない中での契約金額というふうなことに対する契約金額の精査というのは、役場の中でどのようにやっていますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 土木工事等であれば、専門の設計業者等がまず設計をして、それに基づいて業者との契約になる部分がほとんどだと思いますけれども、どうしても特許が絡むようなものがあるとかということになりますと、こちらの工事の設計というのはコンサルタント会社でもなかなか難しいということで、受けてくれるところも正直ございません。という中で、精査としましては、担当者がその都度運転管理を行っている、こちらタクマの関連会社ではあるのですが、タクマテクノスというメンテナンス会社が今運転管理で入っておりますので、そちらの運転員のほうと今現在どういった機器の状況かというのをよく相談、協議をして、次年度に送れるものについては次年度に送ると、早急にやらなくてはいけない部分については年度内に行うというような、そういった協議のほうを重ねて工事のメニューのほうは確定しております。

金額につきましては、一応こちらの積み上げをよく精査して、機器の金額そのもの、それについては正直定価があるものではございませんので、あとはもう人工の数であるとか、その他の諸経費等をよく精査させていただいて、妥当かどうかというのはよく確認のほうをするようにしております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

_____ ◇ _____

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。１時４５分に再開いたします。

午前１１時３７分休憩

午後１時４５分再開

◇議長（石内國雄君） 再開いたします。

_____ ◇ _____

○日程第２７ 一般質問

◇議長（石内國雄君） 日程第２７、一般質問を行います。

今定例会には、１０名の議員から通告がなされております。

一 般 質 問 表

令和５年玉村町議会第３回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
１	１．水道料金改定について ２．介護保険料の次期改定について ３．乗合タクシー（たまりん）について ４．防犯カメラの購入・設置補助金制度の創設について	羽 鳥 光 博

順序	質 問 事 項	質 問 者
2	1. 利根川河川改修事業の進捗について 2. 総合防災マップに記載されている危険地域の対策について 3. 利根川、烏川の渡し舟の復活について 4. 工場排水の水質管理について	月 田 均
3	1. 公共交通機関の見直しについて 2. 「メルたま」の役割および普及について 3. 「魅力発信機構」の役割について	松 本 幸 喜
4	1. 玉村町の水道事業と水道事業経営戦略について 2. 子宮頸がんワクチン接種における安全性や副反応について 3. 新型コロナワクチン接種について	堀 越 真由子
5	1. 祇園祭とふるさとまつりの今後について 2. 町内にある様々な祭りの今後について 3. 学校給食について 4. 災害時個別避難計画の策定状況について	三 友 美恵子
6	1. 行政改革の重要課題への取組は 2. 貴重な地域資源を活かして「自転車でわくわくするまち」を 3. 「日本一の笑顔とあいさつの町役場」を目指して	新 井 賢 次
7	1. 交通弱者対策に本腰を 2. フェリーチェ学園との包括連携協定について 3. 県が進める2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」への対応について	宇津木 治 宣
8	1. 県道40号線（藤岡大胡線バイパス）における滝川以南の進捗状況について 2. 令和5年度より指定管理者に委託となっている社会体育館の利用状況と管理について	備前島 久仁子
9	1. 医療的ケア児への支援体制等について 2. ヤングケアラー、ケアリーバーへの支援体制について 3. 観光行政の町の考え方、あり方について	小 林 一 幸

順序	質 問 事 項	質 問 者
10	1. 町長2期目出馬の考えは 2. 住民の安心安全確保としての水害対策の考えは	高 橋 茂 樹

◇議長（石内國雄君） 初めに、1番羽鳥光博議員の発言を許します。

〔1番 羽鳥光博君登壇〕

◇1番（羽鳥光博君） 1番羽鳥光博です。議長の許可が出ましたので、通告に従いまして4問ほど質問させていただきます。傍聴人の方々につきましては、遠いところから近いところから、本日誠にありがとうございます。

それでは1番、水道料金改定についてでございます。昨今の電気料値上げによる家計へのしわ寄せ、またここに来てガソリン価格の高騰は、給与、賃金、年金がそれに比較して上がらない中、人々の生活に困窮感を生み出しております。水道料金改定は、何気なく毎日使っている人間の命の源である水道水のことであり、その影響は大であります。前回の6月定例会でこの件について質問し、令和4年度の決算状況による試算を実施し、6月中に最終的な料金と料金改定回数を算出予定と町長から回答がありました。その後、試算が実施されたと聞いておりますが、そのこと等につき次のことについて伺わせていただきます。

1つ、本町の水道料金は1か月単位の基本水量と単一制の超過料金を設定し、隔月の検針、調定を実施している。料金は用途別料金体系を採用し、一般用と臨時用に用途が分かれていると聞いています。住民各世帯と事業所では料金体系がどのようになっているのか。全く同一であれば、今後予定される料金改定に伴い大口利用者である事業所の料金体系の合理的な見直しを考えていますか。

2つ目、水道事業会計の収支と今後の見通しについて、収益的収支と資本的収支に分けての予測はどうなりましたか。

3つ目、水道料金改定の最終的な値上げ幅は、現行の料金水準に比較してどれくらいの額と上昇割合になりましたか。

4つ目、最終値上げ幅に達するまで何回の料金改定を予定し、その改定額と値上げ割合並びに料金改定施行時期についてはどうなりましたか。

5つ目、目標とする料金改定後の料金水準は、現行の県内事業体の水準と比較して、現行水準からどれくらいの水準になりますか。

6つ目です。水道料金改定議案の上程時期はいつ予定しておりますか。

7つ目、住民、事業者、議会への料金改定議案上程前の事前説明はどのように行ってきましたか。また、今後どのように計画していくつもりですか。

最後に8つ目です。2か月に1度、水道料金と下水道料金は同時に利用者に請求されます。下水道使用料は月々の水道使用量に応じて算定されることから、下水道料金への影響、つまり下水道料金改定による値上げも今後ございますか。

1番目の質問を終わります。

2番目に行きます。2番目は、介護保険料の次期改定についてであります。町は現在、令和6年度からの介護保険料改定を伴う第9期玉村町高齢者保健福祉計画及び玉村町介護保険事業計画の策定を進めていますが、私が今年3月の第1回定例会で質問した次期第9期介護保険料改定では、玉村町の65歳以上の住民の現行の高額な介護保険料（基準額）月額6,667円、年額にしますと8万円を引き下げるべきであると考えたと質問したことに対し、町長から、介護保険基金を取崩し、介護保険料を下げることで、町民が納得できる状況を確保することが大事であると思っているとの回答を受けました。

そこで、町では現在、群馬県平均が月額6,136円である中、県平均よりも500円以上も高い町の高額な介護保険料を引き下げられるようなタイトな計画策定づくりを進めておりますか。

2つ目、計画づくりは、その目標に、この引下げを副次的にでも入れて目標を明確にして臨んでいますか。そうでなければ引下げはできないと考えます。

3つ目、現時点で次年度以降の介護給付費の見通しと、それを賄う財源見積りの中で、現行の介護保険料の引下げは可能でありますか。

3番目の質問に行きます。乗合タクシー（たまりん）についてであります。今年7月7日に、たまむらお知らせメールサービス「メルたま」が私のスマホに入りました。「移動に関するアンケートにご協力をお願いします」といったタイトルでありました。このアンケートに答え、返信しました。8月13日の上毛新聞の一面に、これに関する記事が掲載され、「玉村町交通弱者対応に本腰、移動手段確保へ実験検討」との見出しでありました。この記事の中に、駅へのアクセス強化などを目指す。新たな公共交通を運行する実証実験を町内で行い、利用者数や費用を確認することを検討している。たまりんの運行やタクシー補助券などの事業も再検討するとありました。

今年3月の第1回定例会で、私は乗合タクシー（たまりん）について質問し、町長から令和5年度中にモデル地区を定めて新しい交通手段による実証運行を行いたい。令和6年度中には、玉村町全体の新たな公共交通手段を導入していきたいとの答弁がありました。これらのことを併せて考え、現在町はたまりんを含む新しい公共交通の見直しをどこまで進めてきていますか。

2つ目、今年度中の今後の予定はどうですか。

3つ目、最後に、来年度からはたまりんの車両更新も含めた駅へのアクセス強化がなされた新公共交通システムが町内全域で動き出すことで期待してよいでしょうか。

最後の4番目の質問に行きます。防犯カメラの購入・設置補助金制度の創設についてであります。今年5月27日、8月4日に、町内で側溝用グレーチング蓋の盗難と思われる事案が発生いたしました。

た。メルたまで注意喚起がなされたところです。私の近所でも3月に泥棒が窓を壊して家に入り、部屋を荒らされ、深夜に警察が現場検証のため何人も来たことを今でも鮮明に覚えています。こうした事案が今後起きないために、現在、町は関係機関と連携して何か対策を講じていますか。防犯カメラ設置は、こうした事案の防止対策等に有効な手段であると考えます。

そこで、現在、町は何台の防犯カメラを主にどこに設置していますか。さらに、国や県などの公的または準公的な機関がどれくらいの防犯カメラを町内に設置しているのか伺いたい。

地域の治安を維持し、防犯対策を図ることは、昨今の社会経済情勢の中、今後最も大切なことでもあります。防犯カメラ設置は、その有効な手段である。今後、各家庭または各事業所が自衛策として防犯カメラを購入、設置する場合には、町民の安心安全を守る町の責務として、その使命を果たす結実として防犯カメラ設置に向けた新たな購入・設置補助金制度を創設できないか。他の自治体の先行事例もあるので、玉村町も早期に取組が必要であると思いますが、どう考えますか。

以上であります。第1回目の質問を終わります。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 羽鳥光博議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、水道料金改定についてお答えいたします。まず、1点目の住民各世帯と事業所では料金体系がどのようになっているかについてですが、現在、町では一般用と臨時用の用途別料金体系を採用しておりますが、一般用では家庭用であっても、業務、営業用であっても、基本料金月8立方メートルまで税抜700円、従量料金1立方メートル当たり税抜き118円と同一にしております。

また、今後予定される料金改定に伴い大口利用者である事業所の料金体系の合理的な見直しを考えているかについてですが、料金体系を用途別ではなく、使用している口径ごとに料金を設定する口径別に変更したいと考えております。事業所などの大口利用者は、大きい口径を使用しているところが多いため、小さい口径の家庭用と比べて基本料金が高くなりますが、超過分である従量料金は家庭用と同じ料金で設定したいと考えています。

次に、2点目の水道事業会計の収支と今後の見通しについてですが、このまま現行料金を維持した場合、令和11年度には収益的収支は赤字となる予測で、資本的収支は補填財源が不足する予測となっています。6月定例会では、収益的収支は令和9年度に赤字となる予測となり、資本的収支は令和7年度に補填財源が不足する予測となりますとお答えいたしました。これは令和2年度に策定した経営戦略の数値を基に算定したものであり、今年の6月末に料金改定に伴う業務委託で算出した数値では、直近である令和2年度から令和4年度の決算状況や、令和5年度及び令和6年度の企業債の借入額等を設定し直したことにより修正されました。しかしながら、料金改定を行わなければ財政破綻に陥る状況に変わりはありません。

次に、3点目の水道料金改定の最終的な値上げ幅は、現行の料金水準に比較してどのくらいの額と

上昇割合になったかについてですが、今年の7月、玉村町水道事業及び公共下水道事業運営審議会へ試算した水道料金改定案をご提案させていただいたところ、料金見直しの必要性は承知されましたが、改定率の割合についてご意見をいただきましたので、現在、料金改定案の再試算を行い、料金改定日も含め全般的に再調整を進めているところでございます。

次に、4点目の最終値上げ幅に達するまで何回の料金改定を予定し、その改定額と値上げ割合並びに料金改定施行時期についてですが、これからの水道事業における料金設定は、シミュレーションと実績を適切に捉えながら、複数回を必要としています。時勢に見合った方法を検討してまいりますので、先ほどお答えさせていただいたとおり、全般的に再調整を行っているところでございます。

次に、5点目の目標とする料金改定後の料金水準は、県内事業体の水準と比較してどのくらいの水準になるかについてですが、まず現行の料金水準では県内で3番目に安い料金となっております。料金改定後の料金水準は平均並みか、それ以上になる可能性がございます。ただし、料金改定は県内事業体でも、近年実施したところ、これから予定しているところなどの動向がうかがえますので、当町と同様に健全な経営を維持していくために避けて通れない実情がうかがえます。したがって、県内各事業体においても、施設の維持管理の増加や老朽化による更新、さらには人口減少に伴い料金水準は、年月がたつにつれ上昇していくことが見込まれます。

次に、6点目の水道料金改定議案の上程時期はいつ予定しているかについてですが、現在、全般的に再調整を行っている段階でございます。

次に、7点目の住民、事業者、議会への料金改定議案上程前の事前説明及び今後どう計画していくかについてですが、まず玉村町水道事業及び公共下水道事業運営審議会を2回開催し、料金改定についての協議を実施しております。また、今後も審議会開催後、総務経済常任委員会や全員協議会に対して説明を行ってまいります。町民の皆様には、料金改定に係るスケジュールを再調整している関係で、まずは広報紙及びホームページに水道事業の現状をお知らせする内容で周知したいと思います。また、事業者の皆様へは、当初の予定どおり大口利用者に対しては個別訪問して料金改定案の説明をする計画ですが、時期については調整中です。

最後に、8点目の下水道料金改定による値上げも今後あるのかについてですが、議員ご指摘のとおり下水道使用料は、水道の使用水量と同量を下水道に排水しているものとみなし、原則、水道使用量に基づき算出しています。しかし、料金体系は水道料金とは別のものですので、水道料金の値上げが下水道使用料の値上げに直接的な影響を与えるものではありません。ただし、下水道事業を取り巻く環境は、水道事業同様厳しいものがあります。下水道事業は公営企業であるため、独立採算による経営が求められており、一般会計からの繰入金を縮小することが課題となっています。下水道使用料の改定についても、準備を進める必要があると考えております。

次に、介護保険料の次期改定についてお答えいたします。まず初めに、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況についてご説明申し上げます。現在、骨子案を作成し、玉村町の人口形

態の現状と推移や昨年度行った各種アンケート調査の分析から玉村町の課題を抽出し、第9期計画期間に取り組む施策の基本目標を設定しました。現在、介護保険料算定の基礎となる介護保険サービス見込み量を集計中であり、その集計結果について10月に群馬県の市町村ヒアリングを受ける予定となっております。

そこで、1点目の介護保険料が引き下げられるようなタイトな計画策定づくりを進めているか、2点目の引下げを副次的にでも入れて目標を明確にして臨んでいるかについてですが、第9期計画は計画期間中に団塊の世代が75歳を迎え、高齢化が進むことによる要介護認定者の増加及び介護給付費の上昇をいかに抑制するか、つまり介護予防事業の充実をいかに進めていくかを大きなテーマとして策定を進めています。そして、介護保険料の算定については、第9期計画期間中の介護給付費を的確に算出し、住民負担を軽減するために、現在約6億円を保有している介護保険基金の適切な取崩しを検討しています。

最後に、3点目の介護保険料の引下げは可能であるかについてですが、さきにも述べましたとおり、現在、保険料算定の基礎となる介護保険サービス見込み量を集計中でございますので、引下げの可能性について明言することはできませんが、算出された第9期計画期間中の介護給付費だけでなく、中長期的な人口動態やサービス需要を踏まえた適切な介護保険料額を検討してまいりたいと考えています。

次に、乗合タクシー（たまりん）についてお答えいたします。初めに、たまりんを含む新しい公共交通の見直しをどこまで進めてきているかについてです。令和4年度に、移動に関する課題解決に向けた基本方針を策定し、民間事業者を活用し、通勤や通学に利用しやすい公共交通の確立と、高齢者や子供が安心して外出できる効率的で持続可能な移動手段の確保を目的として、現在、公共交通再編事業の検討に取り組んでおります。

具体的な進捗状況としましては、住民ニーズの把握と移動実態を把握することを目的として、アンケート調査の実施と人流データの分析を行いました。両調査結果を基に、玉村町にとってどのような公共交通が適しているかを示した基本設計の素案を作成し、交通事業者と調整を行った上で基本設計案を作成しているところです。

2点目の今年度中の今後の予定は何かについてですが、策定中の基本設計案が固まり次第、地域公共交通会議を開催し、地域の方や交通事業者の方々と調整を行い基本設計を確定いたします。基本設計確定の時期は、交通事業者との調整次第になりますが、年内中を目指しています。その後、運行事業者等の選定、費用面の調整や許認可手続を進めていく予定です。なお、費用面については、国庫補助事業などの有利な補助事業の活用も検討しており、今年度中に申請を行いたいと考えております。

3点目の来年度には新しい公共交通システムが動き出すことで期待してよいかについてですが、たまりんだけでなく、移動に関する施策を最適化した公共交通システムの展開を目指し、来年度中には運行を開始し、町民のご期待に応えられるように進めてまいります。

次に、防犯カメラの購入・設置補助金制度の創設についてお答えいたします。初めに、現在、町は関係機関と連携して何か対策を講じているのかについてですが、新型コロナウイルスの分類が5類に移行し、社会経済活動の再開によって不在となるお宅も増え、空き巣等の犯罪件数も増加しております。また、議員のご質問にあるとおり、今年度に入り上陽地区において数件のグレーチング蓋の盗難被害も起きています。グレーチング蓋の盗難につきましては、県内各地で同様に発生しております。町では、これら犯罪の発生状況等の情報を警察と連携を緊密にして把握に努め、メルたまを使って住民に迅速に流すことによって注意喚起を行っています。現在、さらに情報連携をスムーズにするために、伊勢崎警察署と連携協定を締結できるか検討しております。

次に、現在、町は何台の防犯カメラを主にどこに設置しているかについてですが、町が設置している防犯カメラの台数は現在42基あります。設置場所は、交通量の多い道路の交差点や隣接市との境界付近、不審者が発生しやすいカルバート周辺や、学生が多く通る道路や立ち寄る場所の周辺に設置しています。学校や保育所などの公共施設においても防犯カメラを設置しています。

国や県などのほかの公的機関が設置している防犯カメラについては、詳細は把握しておりませんが、県の下水道総合事務所や県立女子大学には設置されていると聞いております。なお、群馬県に確認したところ、一般防犯に対する防犯カメラは市町村が主になって設置しているとのことであり、国や県が街頭防犯カメラを設置することは少ないとのことでした。

最後に、防犯カメラ設置に向けた新たな購入・設置補助金制度を創設できないかについてですが、防犯カメラは犯罪抑止及び犯罪捜査に大きな役割を担っておりますが、個人情報への漏えいが懸念される一面もあります。今後、先進自治体の事例を参考に、詳細について研究してまいりたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 自席より第2 質問をさせていただきます。

初めに、水道料金改定についてでございます。6 月で令和4 年度の決算数値がまとまるということで、もう一度水道料金の試算等させていただきたいということで試算が出て、今の町長のお話を聞きますと、財源不足になる時期とか収支が赤字になる時期が、試算した結果、少し後ろに行ったようですけれども、結果は変わらないというふうなことで、今お言葉を借りますと、料金を上げなければ財政破綻をしていくことになるというようなお言葉がありました。

玉村町は、午前中の決算の財政状況を総務課長がお話しした内容を見聞きますと、財政調整基金が一番新しい4 年度決算の数値でいくと26 億円ほどありまして、この数値がここずっと数年前から伸びてきていまして、頂いた資料を見ますと平成23 年に31 億円ほどありましたけれども、そこからまた積み増ししてきて26 億円まで行っています。公営企業会計であります上水道の事業会計に、一般会計からお金を法令上持ってこられないと思いますけれども、やはり利用料金を上げない限りに

においては、収支の赤字、それから給水事業を賄う財源の不足が行われるというようなことで、料金改定は待ったなしの状況だと思いますけれども、まず担当課長にお聞きしますけれども、公営企業法上の財政のやり取りの中で、一般会計からの支援というのは限界があると思いますけれども、可能である隙間もあるのではないのでしょうか。どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 一般会計からの繰入金についてですが、現在の玉村町の水道会計において、一般会計からの繰入金はいただいております。これは議員がおっしゃるとおり、公営企業会計においてやはり独立採算制ということで、まず水をつくって、水を利用していただいて、それに対しての収入を得て、それをもって事業を行うということが基本でございます。ただし、いろいろな交付税とか、地方によってはそういったもので、一般会計からの繰入れというわけではありませんが、そういった一般会計の費用が充てられるような事業もあろうかと思しますので、その辺についてはいろいろと研究してまいります。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） やはりこの料金改定なくしては、シミュレーションに基づく町としての安定的な給水は図れないというような状況の中で、避けて通れないことだと思いますけれども、今朝のニュースでしたか昨日の朝だったと思いますが、群馬県外の市町村においても、40年を超えた地中に埋まっている給水管が相当劣化しまして、管を掘って埋設したものを交換する際、中を見ますと相当赤茶けたさびが浮き出ておりまして、ここに人間の飲み水になる水道水が入っているのかと思うと、これはもう順次導水管を替えなければいけないというふうなことは分かりますし、玉村町の昭和50年代全般、51年頃できた浄水場と配水塔を見ましても、やはりもう耐震構造とかそういった部分で建て替えなければいけないことも分かりますので、これは6月議会で町長が、そういったことを踏まえて私の料金改定についての質問に、こういった答弁をしているのです。値上げは避けたいが、様々な計画の中で致し方ない、近隣市も値上げし、供給責任を全うするためにも、住民への説明責任を果たし納得していただけるよう努めていきたいというような答弁がありまして、私とすればやむを得ない、こういったものは更新していかなければいけないと思いますので、やっていただければと思いますけれども、シミュレーションの結果、いろいろ数値もまだ確定していないということで、今回以降に見送って、来年の春とか夏とか時期は分かりませんが、またこれを確定した数値でもって料金改定の議案が上げられるのではないかというふうに推測いたしますが、そういった時期をある程度町はもう把握しているのではないのでしょうか。そこら辺のところをおっしゃっていただいて、料金改定については、シミュレーションした結果が出ているわけですから、住民への説明をどうするか、前は70%上げて、来年10月は3割上げると、下から3番目に安い水道料金が、そ

の結果どうなるかというようなシミュレーションの結果でお話ししていただけてはいたしましたが、私が審議会に出た方の情報を漏れ聞くところによると、3割上げただけでも今度は上から3番目に行ってしまう、要するに35市町村の水道料金の額というのは、相当僅差でもってくっついているわけだと思うのです。だから、私は料金改定はもうやむを得ないと思いますけれども、その補填策を取るべきだと思うのです。

まず1つ聞きたいのは、実際まだ未確定、未定であるというような町長の条例改正等のお話がありましたけれども、そこをもう少し詰めて、突っ込んで見通しを言っていただけてはいかがでしょうか。もう一度お願いしたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 今、羽鳥議員からの上程がいつ頃行われるかというような内容、またはそれまでにある程度試算のほうで済んでいて、時期的な話が決まっているのではないかということについてのお話をしたいと思います。

6月末に、やはり今のシミュレーションと実績と、これからの試算を踏まえました内容で数値のほうを算出しております。そうした中、やはりこれまでも町民の方、それから運営審議会、または議員の方々、皆様にいろいろな事情、またはその改定率、改定料金について、いろいろと話をしてきたところであります。そうした中、運営審議会のときに、町長からも答弁していただいたとおり、改定やむなし、ただし改定率について少しご意見をいただきました。やはり当初、経営戦略で予定しました30%という金額は、あまりにも急激な金額の上昇につながり、これは町民の皆様の大変なご負担になるというところで貴重な意見をいただいたところです。そうしますと、これからの町民の皆様をはじめ、いろいろな方への説明責任が出てきます。また、その説明した内容についてご理解いただくには少し時間をいただきたいということで、これからも運営審議会については複数行いまして、その都度、総務経済常任委員会、また全員協議会のほうに常々報告しまして、最終的に料金が確定した時点で上程のほうを行いたいというふうに考えますので、いましばらくお時間をいただきたいというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） いずれにしても、料金改定をしなければ、この特別会計は財政破綻をすることになって、安定的な責任持った給水が行われないというふうなことは、町にとっての大きな課題であります。来年度中、今年度末、私は分かりませんが、改定議案が出るのが濃厚だというふうに私は個人的に理解しておりますけれども、その際に6月議会で新井議員がちょっとお話ししたように、富岡市はこういうふうな料金値上げの中で、市民負担、住民負担を軽減するために、やはり料金を抑えるための免除策を講じておりまして、私も一昨日でしたか、たまたま富岡市の副市長が

県庁の同期だったものですから、よくお話を聞きましたら、こういう話だったです。9月定例会で7,700万円ほどの補正をさせていただくと。市民の基本料金の一律免除を行うと。上水道を未利用の世帯の方に対しても、基本料金の3か月分相当を支給するのだというふうなことで、これ6月から11月の検針分について、9月補正で7,700万円ほど補正させていただくというようなことだという内容で、実はもう既にそれが3回目で、1月から3か月1回、もう3か月1回の2回分をもう既に基本料金一律免除等の財政的な市民への支援を行ってきたというふうなことを言っておりましたので、上げるものは上げざるを得ないと思うので、上げていただいて、やっぱりその導入当初はこういった支援策を財政をやりくりして、先ほど言いましたように約26億円ほどの財政調整基金等もございますから、活用を考えていただくとか、あるいは富岡市は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使い切っていない部分のお金とコロナ基金をこの財源に充てて対応するのだというふうなことを言っておりましたので、参考までにお聞きしますけれども、これは総務課長でいいのかな、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の玉村町の残金というのは残っていますか、今年度。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 町に割当てられました交付金の額につきましては、その都度その都度全てそれぞれの事業のほうに割当てられておりますので、取りあえず残金というのは残っていないような状況であります。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） これは、先行した事例をお話しただけなのですけれども、国からの基金、交付金を当てにしなくても、ほかの財源を何とかやりくりしてもらいたいと思うのですけれども、やはりセットでもって考えていただくような提案の仕方をしていただけると、大変町民の方も受け入れやすいのではないかなと思います。

こういった一律免除方式等は、例えばコロナでもって商品券を配るとかいろんな支援をする際に、どうしても事務手数料が発生して中間経費でもって予算を組まなければいけませんけれども、最初から取らなければ、一旦そんな中間経費などを取られないから非常に効率的な財政の予算立て等を執行ができるわけですから、こういうふうなことは担当課長もよく作戦を練って対応を今後していただきたいと思いますけれども、いかがですか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 水道料金をあらかじめ徴収しないというお話かと思います。現行のシステムが、やはりいろんな条件を全て算出するような方法になっています。仮に一部の方からいた

だかなかったり、またはそういった全員の方から料金をいただかなかったり、当然いただかないという行為は、今これから財源が不足すると言っている中、まるっきり反対の行為になってしまうという点もございます。

そうしたこともありまして、昨年度そういった新型コロナウイルス対策のいろいろな交付金等の話がありましたが、そちらについては上下水道課としては要望せずに今に至っているという状況です。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） これは、水道料金改定については避けて通れない話ですので、いろんな案が質問する議員からも出ると思いますので、1 つそういったプラスの、町民にとってみれば料金値上げは大変痛い話ですけれども、やはりやらざるを得ないという中で、そこを支援する政策的な予算措置もセットで考えていただければと思います。

次の第2の質問は、介護保険料の次期改定について移らせてもらいます。町長も今のお話の中で、介護保険基金を適切に使って、財源に充てて保険料を抑制していきたいというふうなお話があって、その計画づくりを今進めていますというふうなことであります。私は、県にいたときにこの介護保険の関係の、介護高齢課にいた関係で市町村指導もしている中で、やはり介護保険料につきましては県もヒアリングしたときに、1 期3年間でいいもの悪いものが出てくる中で、足りなければ県の基金を使ったり借りたりして、その期間中に返してもらいますけれども、また翌期はその反省を踏まえて計画をつくって介護保険を見直せばいいというふうに考えておりますけれども、町とすれば、そういった県から借入れ等を予定することなく適切な基金の取崩し、私はこの6億円の介護保険基金は全額使って、今回は県平均が6, 136円である中500円も高い6, 600円で、高いほうから3番目の月額介護保険料、65歳以上の1号被保険者の保険料を下げることを目途に計画づくりしたらどうですかというのをお話ししたのですけれども、いろいろ介護給付費も介護需要も伸びている中で、そうもいかないよというふうなことで、なかなか今策定中というようなことでありました。ただ、私も年金天引きで介護保険料を引かれる年になっていますと、結構この間通知が来ました、年間幾らですと。あなたは2か月で幾ら引きますとかというので、13段階のうち何段階かって分かりましたけれども、やっぱり安いなどは決して思いません。高いと思います。だから、何とかタイトな計画づくりをして、給付を抑えるのではなくて、いろんな中間的な経費も見直しをしながら介護保険料が今の6, 667円から下がるような形で、次の改定のときは県平均並みくらいになるようにつくっていただければというふうに思います。

そこで、1点質問させていただきますけれども、65歳以上人口の中で介護保険料は払っているけれども、介護保険を使ったことのない人、介護給付を受けたことのない人ってどのくらいいるのか分かりますか。要するに社会保険ですから、自分が使わなくたって使っている人のことを支援するのが社会保険ですからいいのですけれども、そういう使わない人の割合というのはどのくらいかというこ

とですけれども。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

令和5年の3月末現在で、1号被保険者というのが65歳以上の人たちです。この人たちが9,645名います。そのうち介護認定を受けていない人が8,268人います。そうすると、これを差し引くとどれぐらいになるかということなのですけれども、また介護保険の認定を受けていない人がいるのと併せて、実際に認定を受けたのだけれども、サービスを受けていない人というのもあります。そういう現状です。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 差し引きしてくださいということで、玉村町の3万5,800人近い人口の中で、65歳以上の方が9,645人ですか。それで、8,286人が介護給付を受けていない人なのですか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 認定を受けていない人が8,268名ということで、実際に認定を受けている人が1,377名いらっしゃるということになります。

あとは、実際にサービスを受けていない人というのが8,553名なのですけれども、実際にサービスを受けている人というのが1,092人いらっしゃるということになります。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 今のお話を聞きますと、やはり社会保険だなと思いました。やっぱり元気な高齢者の方が多くて、そういった方々が保険を支えていて、できるだけ要支援とか要介護にならないで、介護保険料を払うけれども、介護保険の制度を使わないで最期を全うされる。うちのおふくろも実は95歳ですけれども、介護保険の認定を受けていませんし、介護保険給付もを受けていないのですけれども、多分このままケアマネさんに入っていていただいて認定を受けるのはあんまり楽しくないと言っていますから、介護認定を受けないのだと思うのですけれども、そういうふうな方々もかなりの数、今数字をお聞きしますといらっしゃるものですから、やっぱりある程度の群馬県の上から3番目の介護保険料を玉村町が65歳人口で払っているということは、ちょっと非常に目立つ高い数字だと私は思いますので、やはり県平均並みに次期改定、第9期は料金を抑えることを眼目にして計画づくりを進めていただきたいと思います。そこをもう一度、担当課長、お聞かせ願えますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 現在、介護保険事業計画策定中で、これから給付の見積りとか見込みとかも出てきます。その中で、保険料がどれくらいになるかというのも出てきますので、そのときに実際に基金を投入した場合にどれくらい抑えられるかということをいろいろ検討しながら、介護保険の事業計画の策定委員会のほうでももみながら策定していきたいというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） では、3 番目の乗合タクシー（たまりん）について質問させていただきます。

この件につきましても3月議会でしたか、町長のほうから今年度は、全体で26行政区あるのですか、どこか1つ選んで実証運行をさせていただいた上で、それを見極めて来年度、令和6年度は全面的なたまりんの運行、交通体系等を見直して全面施行していきたいというようなことで、今現在計画づくりを進めているところだと思いますけれども、同じ時期の3月議会だったですか、宇津木議員が乗車の人数とか割合とかを聞いたときに、1日平均0.6人という数字を町からいただきまして、コロナ禍であるというふうなことの事情を参酌しても、1日0.6人、1人に満たないような状況でたまりんが運行されているというのはさすがにいかんともしいところ、早急なる改善をお願いしたいところですが、先ほど令和4年度の決算数値の説明があった中で、乗合タクシー（たまりん）運行費補助金、これは令和3年度運行実績によりますと、玉村町は2,847万8,000円ほど補助金を出しております。乗合タクシー車両購入費補助金を、購入経費の5分の4補助で532万5,000円ほど出しています。これは毎年出すものではないと思いますけれども、この運行費補助金約2,800万円ほどは、大体3,000万円弱近く毎年出される経費だと思いますと、これが積み重なっていきますと、たまりんは平成13年ですか、運行し始めてから。違っていたら教えてください。さすがにここは、幾ら前副町長のほうから、交付税補填があつて3,000万円丸々赤字ではなくて、算入する経費もあるから実際町の持ち出しはもっと小さいのだよって言われましたけれども、やっぱり補助金に対する運行実績を見ますと、これはまさに早急にたまりんを見直さなければいけないと思います。

今町はいろいろ、議員の視察のほうで昭和村も行かせてもらいましたけれども、私個人的に思いますのは、特定高齢者層に限定することなく、小学生、中学生、高校生も私も、75歳以上のみんなが乗れるコミュニティバス的な回って乗ってみたいくなる、当てもなく乗ってみたいくなるようなノンステップ低床の電気バスのようなものをモデル試行的に1台導入して、やっぱりお金をかけてやってみる価値があるのではないかなと思います。幹線走行も、これは玉村町が、全協で町のほうから説明を受けた資料の中にありました。アンケート調査を7月に行った中で、町民は通学の際どの鉄道駅を使わせたいですかという中で、町民の方は新町駅が62.5%、高崎駅9.7、駒形駅は18.5、だから駒形新町ラインをしっかりと幹線走行を少したまりんを試行的に、幹線路線バスとの競合等でいろいろ難

しいでしょうけれども、走らせてみて、新町へもたまりんが新型車両で乗り入れるというふうな中で大胆に見直しを、そういうふうなことをしていかないと、やっぱり乗る人の数が増えていかないと思います。県立女子大学の前もしっかり止まっていただいて、文化センターの前も止まっていただいて、少し幹線走行的なものにシフトする、たまりんを。大胆な見直しを考えていただきたいと思いますけれども、そういう見直し途中だからちょうどいいと思うのですけれども、担当課長、どういう方向で今やっていますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

たまりんにつきましては、かなり大胆な、今の定時定路線の運行方法から見直しをかける形になると思います。一例としてはデマンド交通、予約による運行方法というのが今のところ有力な考え方というふうにはなるのではないかと。以前から言われている空気を運んでいるとか、からりんとかというそういうことが、デマンド交通であれば予約を受けたら必ず動く、予約がないときには車両のほうは運行しないということがありますので、それが今現在いろいろ住民アンケート等で聞かせていただいている意見の中で、今現在の住民ニーズを満足させる方向なのかなというふうには考えております。

新型車両のお話なのですけれども、今現在車両については何ら考えておりません。デマンド交通なり定時定路線であり、どちらにしても使っている車両というのは、今現在いろいろなところを見ますとワンボックスの7人乗りくらいが多いわけなのですけれども、それにとらわれることなく、費用もかからず、なおかつ安心して乗っていただける車両、それはまた今後交通事業者等ともいろいろ相談しながら考えていきたいなと思っております。

もう一点の駒形新町のバス路線というのですか、それは我々も悲願ではあるのですけれども、今現在バス事業者と相談していく中では、なかなか今現在でも新町前橋間というのがある中で、新町駒形線というものを新規で運行できるかどうかというのは、かなりハードルが高いと思っております。ただし、駒形駅、新町駅、どちらの駅にもアクセスできるような方法を今現在交通事業者、主にバス事業者となのですけれども、協議を何度も重ねながら、その辺りで妥協点を見いだしていきたいと。

また、駒形なり新町なりに新たに乗り入れるという形になりますと、前橋市であるとか高崎市であるとか、そういった隣接市のほうとも調整しなければいけないですし、県の意見も聞いたり、陸運支局の許可等も必要になってきますので、その辺りもかなりの回数そういった関係のところと協議のほうもしておりますので、スピード感を持ってそちらも検討してまいりたいと考えています。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） 昭和村に行ったときは、沼田市が隣なので幹線バスが走るから、デマンド型タクシーとか、75歳以上が登録制でとか一定層に限定していましたがけれども、たしかハイブリッド

方式でコミュニティバスのような路線バスを走らせていたのではないかなというふうに私は記憶しておりますので、ぜひある一定層に限ることなく、コミュニティバスのような要素を持ったものも広く検討の俎上に上げていただいて、幹線走行型のバスで新町駅への乗り入れ等を実現していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後の質問に行きます。時間使わせてもらいます。防犯カメラの関係なのですが、最近の8月23日の上毛新聞に出ておりました。不法滞在とか刑法犯で2022年中の県警が摘発した来日外国人は338人、これは群馬県の全摘発者数の10.2%を占めているということだそうです。実はこの割合というのが、群馬県は4年連続で全国最高を更新中であるということです。そして、ベトナム人が最多の162人、338人中162人を占めて48%というふうなことで、新聞読んでいますと、外国人との連携、特にベトナム人との友好交流を深めるために群馬県のほうもいろんな策を講じているようですけれども、玉村町の町内の治安、防犯、いろんな犯罪を見ますと、日本人もそうですけれども、外国人もそうですけれども、特定犯罪の個人的な要素をああだこうだ言うつもりはありませんけれども、いろんな人が入ってきて今住民3万6,000人のうち1,100人くらいの外国人登録者数がいるのではないのですか、聞いていますと。だから、いろんな人を想定してやっぱり防犯対策を講じないといけないということは、防犯カメラを設置すれば分け隔てなく犯人検挙に向けての証拠ができますから。町長が言っていました、確かに個人のプライバシーを重んじなければいけないということは重々承知しているところですが、結局昨今の犯罪検挙を見ていると、全て防犯カメラに映像が映っていたとか、影があったとか、そこから全てを割り出すわけですから、ぜひこの点を踏まえて、玉村町としてもできるだけ、手段とすれば防犯カメラ設置がいいかと思います。例えば安中市は購入費の2分の1で上限1万円、大泉町は設置費2分の1で1万円、邑楽町は購入費の2分の1で2万円を補助しております。既に実施しております。なものですから、先行自治体の例等も参考にしながら、ぜひやっていただきたいと思います。

それで1点お聞きします。町は42基の防犯カメラを設置しているというふうなことですが、この中で不審者が出やすいところに設置しているって言っていましたが、どこですか、それは。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 出やすいと言うと語弊があると思うのですが、まず上之手、県立女子大学付近、こちらについては県立女子大学と協議をした中で、少し他の地区よりは厚くカメラのほうを設置しております。上之手地内だけで、3年くらい前ですか、3基、4基新たに増設しました。例を言いますとおおぎやラーメンのところとか、そこの北側になる滝川沿いの辺りですとか、県立女子大学の北東部、あとはアパートが少し建ち並んでいるようなところに設置を追加でやりました。

あとは、先ほど町長の答弁にもありましたが、夜間真っ暗になってしまうようなボックスカル

バートの入り口付近であるとかそういったところ、あとは小中学校にも調査のほうかけさせていただいた中で、不審者がこの辺りに何回か出たというような、そういった場所を要望いただいた中で、そちらのほうにつけたりもして今現在は42基が稼働しているという現状であります。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 丁寧なご説明ありがとうございました。3月9日だったかなと思うのですが、裏のうちの強盗ではなくて泥棒に入られて、翌朝私のうちに事情説明に来て、夜中の1時頃警察車両がたくさん来ているの私も見ていましたけれども、私のうちに入ってもおかしくなかった状況もあったのかなと思うと、その方は懐中電灯で泥棒に照らし出されたわけですから、大変な恐怖を味わったと言っていましたので、やっぱりこれ避けて通れない問題だと考えると、何らかの対策を講じないと、治安、防犯は待っている安全は取れないので、ぜひ策を講じるという意味では、町が防犯カメラへの補助制度をつくっていただく等で多少なりとも支援していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わりにします。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。3時に再開いたします。

午後2時42分休憩

午後3時再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、6番月田均議員の発言を許します。

〔6番 月田 均君登壇〕

◇6番（月田 均君） 議席番号6番月田均です。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問を行います。

今年の夏、一言、暑く疲れる夏です。「土用半ばに秋風ぞ吹く」ということわざがありますが、土用の秋風はどこへ行ってしまったのでしょうか。7月25日、伊勢崎市が日本一の暑さになった日、伊勢崎市に住むフェイスブックの友達から投稿がありました。とったぞ、日本一の今日の暑さ、39.5度、ああ、すがすがしい気分だ。何言っているのとは思いましたが、一番と言えど何でもうれくなるその気持ち、分らなくはないと思いました。でも、その後、同様な投稿はありませんでした。暑さに参ったのでしょうか。

ところで、今年国内の7月の平均気温は、この100年余りで最も高く、45年ぶりの記録更新という。45年前どうだったか興味を持ち、当時の日記を探してみました。机の引き出しの奥にありま

した。当時28歳、花のニッパチと言いたいところですが、朝から夜遅くまで先輩の使いつ走り、休みの前になると事務員が来て「月田さん、休日出勤」と言われる、そんな生活が続いていました。楽しい記憶はありませんが、45年前の日記の中に、昭和53年7月2日、晴れ、今日は非常に暑いと書かれていました。そういえば、45年前の夏も暑かった。でも、今年とは比較にならない涼しいものです。また、日記には、田植はまだだとの記載もありました。45年前も、芝根地区は7月になっても田んぼに水が来なく、農家の人は苦勞していたようです。45年間、町は何をやってきたのだろうか。9月6日の総務経済常任委員会で農業用水について調査します。どのような対策を行ってきたか追及してみたい。

ところで、この暑さはまだまだ続きそうです。水分を十分取ってくださいと言われた人も多かったと思います。今日は、水をテーマに質問を行います。

まず、第1の質問、利根川の河川改修について。利根川河川改修事業の第1回説明会が群馬県により2017年3月に行われ、その後2020年1月の説明会まで、約3年間に合計5回行われました。その内容は、長さ5.5キロの利根川の左岸、右岸の堤防の強化、堤防の新設、堤防の位置を住民側に移動する引堤、河川敷内の樹木伐採、川底の掘削を行う低水路掘削、さらに高い場所の掘削を行う高水敷掘削等の工事を行うもので、下流の改修から始め2029年頃完成するというものだった。

現在、利根川左岸の一部の工区で工事が行われているが、説明会での計画より遅れているように感じる。工事により大きな影響を受ける住民もいる。工事区間は全部で15工区ある。計画どおり進んでいるか。各工区の工事はいつになるか。用地買収の発生する地区もある。用地買収の時期はいつ頃になるか。

なお、本工事は全国各地で頻発する豪雨災害を鑑みると、その果たす役割は非常に大きく、早期完成が望まれる。そこで、本工事の早期完成について、県に改めて要望することはできないだろうか。

続いて、2番目の質問、総合防災マップに記載されている危険地域の対策について。総合防災マップには、過去に浸水被害が発生した場所や、過去に冠水被害が発生した道路が赤く記載されている。浸水被害が発生した場所は、利根川や烏川の近くで、その対応として監視カメラや排水ポンプの設置、さらに低水路や高水敷掘削等を実施し、河川の水位の上昇を防止する工事が行われている。ところで、過去に冠水被害が発生した道路の対策はあまり行われていないようだ。道路の近くでは、住宅の庭に水が浸入したなど問題が発生している。そこで、これらの地域の対策について伺う。

また、総合防災マップの2ページ目なのですが、その2ページ目に昭和22年のカスリーン台風のときの岩倉橋の写真が掲載されている。「烏川に架かる落橋した岩倉橋」と説明があるが、角淵の住民に聞いたが、カスリーン台風のときに橋桁が落ちたことを記憶している人がいなかった。カスリーン台風のとき本当に岩倉橋は落ちたのか。落ちたとしたらどのような橋だったのか。

続いて、3番目の質問、渡し船の復活について。千代田町と熊谷市をつなぐ利根川新橋の記事が5月2日の新聞に載った。それから1か月余りのうちに、複数の人から建設予定地にある赤岩の渡し船に

対する強い思いが寄せられていた。現存する唯一の渡し場として残してほしいと思うのは私だけではないだろう。橋が完成してもいつまでも残してほしい。ゆったりとした時間、せめて観光用に残してほしい。富士山をバックに渡し場のカットを狙っています。そのような内容でした。

私は、六、七年ほど前の冬、千代田町に赤岩渡船というものがあると聞いたので、興味を持ち出かけた。遠くに富士山が見え、若いバイクの３人組が船に乗り、埼玉県に向かって利根川を渡って行った。渡し船が何の違和感もなく利用されていることに驚いた。

ところで、玉村町には、北に利根川、南に烏川が流れ、かつて渡し船が使われていた。私が住む下之宮にも渡し船があり、乗った記憶がある。玉村町では、どこで、いつ頃まで渡し船が使われていたのか。川に恵まれた玉村町、渡し船を観光用として復活できないか。

次、４番目の質問、工場排水の水質管理について。高崎玉村スマートＩＣ北地区工業団地の造成が進んでいるが、そこから流れ出る工場排水は滝川に流れ込むと聞いている。その下流では、滝川に堰を設け取水し、水田で利用している。農業従事者には、水質について不安を持つ人もいる。工場排水の水質については、水質汚濁防止法及び群馬県的生活環境を保全する条例等に基づき管理を行うと聞いているが、具体的にどのように、水質管理を行うのか。

また、東部工業団地西地区からも工場排水が滝川に流れ出ているが、この地区の水質管理はどのように行われ、また検査項目は何か。また、排水基準はどうなっているか。排水基準と比較し、実測値はどのようになっているか。また、水質データはどう管理しているか。

以上で１回目の質問終わります。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 月田均議員のご質問にお答えいたします。

初めに、利根川河川改修事業の進捗についてお答えいたします。利根川の国管理区間界から端気川合流点までの河川改修事業につきまして、管轄している伊勢崎土木事務所に確認したところ、令和元年の台風１９号以前の計画では、他の河川改修事業と同様に下流側から河道を広げていくために下流側の河道内の掘削から実施することになっていましたが、台風１９号による利根川の水位上昇を受けて、緊急対策としてまずは令和元年度末から令和２年度にかけて、堤防の高さが不足している左岸側２．６キロメートルについて、かさ上げた高さで大型土のうによる仮設堤防を設置し、この区間を令和６年度末までに優先して完成させることとしており、現在は用地買収、埋蔵文化財調査の完了したところから堤防工事を進めているとのことでした。

なお、用地交渉の難航により用地の協力を得られない箇所や埋蔵文化財調査で想定以上の時間がかかっているところもありますが、令和６年度末の堤防工事完成に向けて、現在も事業の進捗を図っているとのことでした。

また、優先的に実施している区間の工事完了後は、左岸上流側や右岸下流側の堤防整備を行い、そ

の後は右岸上流に向かって堤防工事を進めるのに合わせて河道内の掘削を進め、令和１２年度以降の完成に向けて計画的に進捗を図っていくとのことです。

各工区の工事時期、用地買収の時期につきましては、住民説明会で示したスケジュールとは変更になっており、優先して実施している工区もあり、事業の進捗状況にもよるため具体的には答えられないとのことです。

町としましては、今後も気候変動による降水量の増大や水害の激甚化、頻発化の懸念があり、住民の生命、財産の保護の観点からも河川整備は急務であると考えておりますので、早期の完成に向けて引き続き県に要望してまいります。

次に、総合防災マップに記載されている危険地域の対策についてのご質問にお答えいたします。まず、昨年度新たに作成した玉村町総合防災マップには、洪水浸水想定区域図のほか、過去に浸水被害が発生した場所や過去に冠水被害が発生した道路についても記載しております。これは、町民が避難行動を取る際に注意が必要な箇所を認識してもらえよう明記しているもので、過去の台風等による大雨の際に、地元区長や消防団員等から寄せられた情報を基にしております。

過去に道路冠水があったと記載されている箇所でも、下新田、上新田地区の道路冠水箇所などは斎田上之手線、町道２１７号線の道路工事の際に雨水幹線を滝川まで整備したことや、群馬県が実施した県道綿貫篠塚線の歩道再整備事業で歩道の下の石積み水路をボックス水路に改修したことなどにより流下能力が向上し、冠水被害は大幅に軽減されております。そのほかの箇所において冠水した原因としては、一時的なごみ等の詰まりや土砂の堆積により水路があふれたことなどが考えられますので、日常の水路清掃等で対応を行っているところです。

また、近年のゲリラ豪雨では、水路の流下能力を上回る降雨による冠水が起こる場合があります、部分的な水路改修で対応できる場合は、冠水被害状況を考慮しながら水路改修を行ってまいります。ただし、部分的な水路改修だけでは対応できないケースもあり、それらにつきましては、現在上下水道課で実施している内水氾濫を対象とした浸水シミュレーションの結果に基づき、有効かつ効率的な対策を総合的に検討してまいります。

次に、昭和２２年のカスリーン台風の際に落橋があったのか。あったならどのような橋が落ちたのかについてですが、総合防災マップの２ページ目に掲載いたしました「烏川に架かる落橋した岩倉橋」の写真につきましては、高崎河川国道事務所から提供された写真であり、昭和２２年のカスリーン台風の際、岩倉橋が落橋したものと認識しております。

次の、利根川、烏川の渡し船の復活についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

次に、工場排水の水質管理についてのご質問にお答えします。現在、県企業局が事業を進めております高崎玉村スマートＩＣ北地区工業団地の工場排水につきましては、進出する企業が設置する排水処理施設で水質汚濁防止法及び群馬県の生活環境を保全する条例等に基づく水質基準を満たす処理を行った後、調整池を経由して滝川へ放流されることとなっております。

水質管理につきましては、各企業が設置する排水処理施設で責任を持って水質基準を満たす処理を行うこととなっておりますが、さらなる水質保全の徹底を図るため、町と各企業で公害防止協定を締結いたします。本協定では、月に1回、各企業において水質汚濁防止法の排水基準項目に基づく測定を行い、その結果を町と地元区長に報告することとしております。また、町におきましても調整池の水質検査を定期的の実施し、水質保全に係る監視の強化も図る予定でございます。

東部工業団地内の事業所におきましても、水質汚濁防止法で定められている特定施設を持つ事業所につきましては、原則として年1回以上の頻度で排出水の状態を測定することが義務づけられております。その検査結果につきましては、各事業所で3年間保存することとされており、県などの立入検査等が行われる際には、提示、確認できるようにしておかなければならないとされております。

また、検査項目につきましては、環境省の定める生活環境項目である水素イオン濃度や生物化学的酸素要求量、浮遊物質などを測定しており、排出基準値につきましても環境省の定める生活環境の安全に関する環境基準を目安としており、実測値は基準値内で推移していることを確認しております。町に提出されたデータに関しましては、5年間の保存を行うこととして管理を行っております。

事業所が行う水質検査以外にも、町の予算において町内4か所で水質測定を実施しており、測定データにつきましては町の環境白書にて取りまとめているほか、文書管理期間を長期として保存しております。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 月田均議員の利根川、烏川の渡し船の復活についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、玉村町では北に利根川、南に烏川が流れ、かつて多くの場所で渡し船や船橋が使われておりました。烏川では、角渚から新町、五料から八丁河原に、利根川では福島から上福島、下之宮から上之宮、五料から伊勢崎市柴町に渡し船がありました。また、板井にもありました。下之宮から上之宮の渡し船は昭和32年頃まであったようです。しかし、時代の変遷とともに橋が架けられるようになり、状況が変わってきました。福島橋ができたのが大正15年、岩倉橋が昭和24年、五料には船橋や木製の仮橋がありましたが、昭和28年に五料橋が架けられました。それまでは、渡し船や船橋が交通の重要な手段として使われてきましたが、それらは徐々に姿を消していくことになります。

川に恵まれた玉村町で、渡し船を観光用として復活できないかという月田議員のご質問ですが、確かに観光用として復活させれば町の大きな目玉の施策になろうかと思います。しかし、渡し船及びその関連施設の維持管理や昨今の台風や大雨による増水など、安全性の面からも渡し船の復活は難しいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） では、自席から質問します。

まず、利根川の河川改修なのですが、今聞いたら令和12年というから、今から7年くらい後に完成ということで、私としては本当にできるのかなという不安を今感じました。この住民説明会、僅か3年くらいのうちに5回行われているのです。なぜこんなに5回行われたかということ、毎回中身がとても変わっているのです。まず1回目は、皆さん覚えているかもしれないけれども、2015年に鬼怒川が氾濫して、もう少し西日本に雨が降れば危なかったのかなという感じがしたときに、多分国のほうは国土強靱化法というのをつくって、それに沿って河川改修の計画が出て、住民アンケートを取っていたのです。そのアンケートの中身というのは、希少植物などがあるから、それを大事にとっておきますよという、ある意味ではかなり緩い説明会だったのですけれども、その後で2回目というのがありまして、2017年の12月です。10月頃に利根川の増水があったのです。1秒間当たり6,000立方メートルを流すということで、カスリーン台風のときは5,800ぐらいかな、だからその水を流すためのということで、堤防の強化とか河川の掘削という話が第2回目で説明会があって、随分中身が変わったなと思ったわけです。また、次に第3回というのが2018年の9月27日にある、これは樋越地区の住民向けの住民説明会です、土地買収の計画等の説明があったので。右岸に住む、私なんか下之宮ですけれども、あまり関係ないかなと思っていたのですが、皆さんもよくご存じのように今から4年前、台風19号というのが来ました。このときは、カスリーン台風のときに迫る利根川の水位が上昇したということで大騒ぎになって、皆さん覚えていると思うのですけれども、このときは対策として、利根川の右岸、下之宮とか南玉とか、あの地域の堤防をもっと住民側に引っ張ってくるという大変な提案がされたのです。私の親戚のうちなんかは利根川の外側へ出てしまうということで、心配していろいろ聞かれているのですが、それで第4回なのです。また次の年に、第5回になったら今度は上陽側の堤防が不安ではないかということで、上陽側に仮設の土のうをつけたのです。それに引き続いて道路の築堤の工事が始まったということで、この説明会に全部出ていても、どういう中身がよく分からなかった。ただ、大変だなということは感じているかもしれないけれども、住民としては今の工事がどこまで進んでいるか、どういう形で進めようとしているかというのが本当に分からない状態なのです。

私ぜひ、早期着工もいいのだけれども、県のほうに第6回住民説明会を至急開くように県に要請してもらいたいと思うのです。責任ですよ、これだけ計画の中身が変わって、非常に洪水も増える危険があるということで、至急第6回住民説明会を県のほうに要望してもらいたいのですが、その辺どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えします。

月田議員のおっしゃるとおり、説明会につきましては2017年の3月から令和2年1月にかけて、計5回説明のほうが行われています。町長の答弁にもございましたように、初めは通常の工事と同じように下流側から河道を広げていって、その後上流に行くというようなものであったのですが、議員のおっしゃるとおり台風19号ですか、こちらがありましたので、まず利根川の左岸側、こちらが右岸に比べて堤防の高さが低いということがありましたので、まずこちらを優先的に仮設の土のうをやりましょうということで、こちらにつきましては左岸側の約2.6キロについて、仮設堤防がもう既に設置済みとなっています。引き続き、こちらの仮設堤防、今現在仮設でございますので、そちらを令和6年度末までに本堤防というのですか、引堤とか用地買収などをして本堤防にするということを土木事務所のほうでは優先して、こちらが令和6年度末を予定してやっているところでございます。

第6回の説明会につきましては、こちらのほうから伊勢崎土木事務所のほうに話をしてみたいと思います。

以上となります。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） ぜひそういったことで進めてもらいたい。本当に自分のうちがなくなってしまふという人も下之宮で何件もあって、そういう面で特に下之宮、南玉の人は心配しています。

あとは、私、個人的に感覚で素人だから思うのですけれども、利根川左岸がなぜ危険か私には分からない。赤城山から南へ下がっているところだから、左岸よりも右岸のほうが絶対、下之宮とか南玉の工事を先にやったほうが良いというふうに私は個人的には考えている。それはただ私の意見だけです。

次に、例の防災マップなのですけれども、説明されると、やはりごみが詰まったり排水路の清掃とかして対策することなののですけれども、そうかなと思うのですけれども、ただ私が見て気になったのは、総合防災マップの6ページ目なのです。下之宮の広幹道の交差点から南に向かって東部工業団地に入っていく道なののですけれども、あそこところが真っ赤に塗られている。あそこに水が来れば、交通量も多いし非常に大渋滞になるのではないかということで、これに関してはなぜ赤くなるのかなと、あと対策が至急できないかなということです。

もう一つは、南小学校の西も赤く塗ってあるのです、西の道路も。これも学校の生徒がいるところで、これもやはり早めに原因を追求して、防災マップの5ページ目に書いてあります。南小学校の西側が赤くなっているということで、この辺はなぜなるのかということと、対策についてどんな対策があるかをお聞きします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

防災マップの6ページ、東部工業団地内の赤く塗られているところについてです。私も8月9日に通学路の安全点検ございまして、そちらに同行しましていろんなところを見て回ったのですが、その際急に、朝からその日は雷が鳴って雨が降っていたようなところで、ちょうどその場所を通ったときに大雨になっていまして、道路が冠水しているのを見ました。考えられる原因としましては、排水路が詰まっているか、もしくは今の県道綿貫篠塚線、こちらのほうに排水が流れ込むようになっているのですが、そちらのほうに水路の容量が足らなくて、そういった瞬間的な雨が降るとのみ定めなくてあふれてしまうというようなことが考えられます。ただ、ずっと冠水しているわけではなくて、雨がやんでちょっとすると水は引いていくような形にはなっているかと思います。

ちょうど8月9日の安全点検のときには回るルートが決まっていたものですから、土木事務所の方とか警察の方とか、そのほか学校の先生とかもいましたので、そこで止まって原因を見るということではできませんでしたので、また雨が降りましたらちょっとその辺を確認して、何が原因なのかというのを確認して対策をしていきたいと考えております。

5ページの南小のところ、こちらにつきましては南小の西側道路の西側の水路、こちらが農業用の排水になっていまして、通常ですと南側にずっと流れて水辺の森のほうに行くような形にはなっているかと思うのですが、南小の十字路の1本南側の十字路、ここのところに水門を設けていまして、農業用の排水をまた再利用するというので、水門を閉じて東側に持っていくような形を今取っています。こちらに関しましては、事前に台風とかそういったもので雨が予想されるときには、水門を開いて南側のほうに流すような措置を取っているのですが、突発的に雨が降ってしまうと水門が閉じられたままになっていまして、あふれることが過去あったということで、今現在は頻繁にあふれているかという話は聞いていないような状況です。水門につきましては、農家の方が適切に管理をしていたので、過去にはあったかもしれませんが、今現在ここについては、先ほど申し上げたように頻繁にあふれているようなことはない状況であります。

以上となります。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 調査して、対策をできるものはしていただきたいと思います。

あと防災マップ見ていて、利根川が決壊したときのということもあるのだけれども、道路が冠水するというのもやっぱりありますよね、聞いてみると。私が生まれた家のすぐ近くも実は赤く塗ってあって、水がたまりやすくて、火雷神社のちょうど南に来る道なのですけれども、たまると言われていまして、やはりそういったところをもう一度、傾斜がどうしても緩いから流しにくいのだと思うのだけれども、その辺の細かいところの意見、要望が出たときには対応していってもらいたいというのが私の要望です。

次、3番目です。利根川、烏川の渡し船の復活ということで、なかなか今の教育長の回答だと、安

全性で難しいということで、そうかなということなのですからけれども、実は今はやりというか、話題の生成A Iに聞いてみたのです。利根川に渡し船を復活させることが可能ですかって聞いてみた。そうしたら幾つかの生成A Iから回答があって、おおむね皆さん好意的な意見が来ました。その回答の1つを紹介してみたいと思うのですけれども、はい、利根川に渡し船を復活させることは可能です。利根川には、かつて多くの渡し船が運行されていましたが、近年は橋やトンネルの整備により、その数は減少しています。しかし、渡し船には橋やトンネルにはない魅力があります。例えば渡し船に乗ることで川の自然を間近に感じることができます。また、渡し船は橋やトンネルに比べて運行経費が安いので、地域の交通の足として重要な役割を果たしてきました。利根川に渡し船を復活させるために幾つかの課題があります。まず、渡し船を運行するための費用を賄う必要があります。また、安全性の確保も重要です。さらに、渡し船の利用を促進するための広報活動も必要です。これらの課題を克服するためには、地域の自治体や地元企業、市民団体などが連携して取り組むことが重要です。利根川の歴史や文化を守り地域の活性化につなげるために、渡し船の復活は大きな意義を持つでしょうという、こういうふうに生成A I君は答えてくれました。いい答えだなと思って、昨日見たので、こうやって書いてきました。

やはり復活するための手段とすれば、まずはルートを選定しなければいけないということです。あと資金調達、安全の確保、あと広報活動ということなのですが、実は先週の日曜日、皆さんも出たかと思うのですけれども、文化センターで町民防災講座が開かれたのです。防災マップの見方を理解できて、私としては参考になったということだったのですが、家に帰ってきて何か寂しい気持ちになった。何かこの川が悪人、悪者という感じです。増水したときは逃げなくてはいけないとか家が浸水するとか、生命の危険があるということで近寄らないようにしなければいけないというのが、何となくそういうイメージを受けて帰ってきた。でも、よく考えてみると、私なんか子供のときかもっと前から、七、八十年前はみんな川と共生していたのです。私なんか子供ときは利根川で泳いだり魚釣りしたと。私の下之宮の近くのおじいさんがいたのですけれども、魚を捕って生活していたようです。私が子供のときは、よく家の前に投網が干してありました。また、下之宮辺の石というのは大きさが15センチ前後なのです。そうすると、家を造るときに昔石を敷きましたよね、あれがちょうどいい大きさというので、船に乗せて利根川下って行って埼玉県とか東京に持っていった人がいたのです。私が子供のときはまだ生きていて、その人は若いときに水の中にいたから体を冷やしてしまったので、体が悪いという話を聞いたことがある。あとは、私が子供のときはお蚕のざるなんかを母親がテラ一に乗せて私もついて行って、利根川で洗ったりなんかしていたので、みんな川と一緒に生活していたということなのです。だから、そういうことでやはりこれは危険とかそういうのもあるのだけれども、ついこの間でしょう、七、八十年前というのは。それまではずっと江戸時代から同じように生活しているわけだから。そういうのをもう少し研究したほうがいいかなと思って、私は特にどういふところに橋を造ったらいいか考えてみたのです。そうすると、1つは角渚と新町の間、今の岩倉橋

の下辺りは、あそこに冬白鳥が来るのだから、あそこに多くの人が集まるのだから、あそこに観光用として渡し船をやれば非常に面白いなということがあった。あとは、利根川から見ると下之宮から上流に上っていくと、両側ががけになっているのです。なかなか景色がいいのです。実は私、昔10年くらい前かな、図書館で読んだ本なのですけれども、今から100年ほど前、大正末期、その後の東京日日新聞、今の毎日新聞に「利根川遡ること八十里」という紀行文が掲載されているのです。当時有名な作家が書いたのですけれども、その書いてある文章を見ると、下之宮辺りから急に迫る兩岸の絶壁をのぞんで、これはまさにダニューブの上流を思わせると書いてあります。ダニューブというのはドナウ川です。だから、ドナウ川の上流ぐらいすごいということなのです。ドイツから黒海に注ぐ川なので、その上流に匹敵するぐらいいいということで、やはり大事にしてもらいたいと思った。

あと、補足ですけれども、その人が船で五料に差しかかったときに書いた文章は、三本松を天下の絶景だとも絶賛していたということで、あの辺は景色がいいので、うまく川を使ってやってもらうのがいいのかなということです。こう考えると、下之宮から上流のほう、板井のほうに行くところは今でもなかなかいいところがあるような気がするので、あの辺にひとつ研究することはいいなと思っています。

あと、今利根川新橋ということでいろいろ計画されていますけれども、あの辺の近くに渡し船を復活というのは注目を浴びるので、そういう面でも面白いかなと思っています。この辺は、非常に行ってみると面白いのです。あの辺の崖のところを見て調べたら、本を読んで調べただけけれども、今から2万4,000年前ほど、浅間山の西に富士山級の大きな山があって、それが山体崩壊して土石流が流れてきて前橋台地をつくったと。それが玉村の辺まで、ここら辺まで流れてきたということなのです。その台地を利根川が削ったものが、利根川の兩岸の絶壁ということらしいので、ある意味では2万4,000年前の地形が見えるということで、こういうものは非常に大事にしていって、難しいから諦めるのではなくて、諦めず取り組んでほしいなという私の希望なのですけれども、その辺は町長はどんなふうに感じていますか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 歴史を見れば、世界の四大文明はみんな川ですから、川とともに文明が発展してきたということも確かにそうです。

川から見て、伊勢崎側に絶壁みたいな形で見えるところあるし、川を渡って見た風景というのは、陸から見た風景とまるで違うと思います。それは、非常にそういう意味では玉村町の景色というのは、川から見た景色はまた全然別の面が見えてくると思うけれども、現実として、では船頭さんをどうに用意するとか、船をどうしてとか、そういうものを考えていくとなかなか厳しいものがあると思うけれども、いろんなことを発想するということは私自身好きなもので、いいなと思いますけれども、現実の壁というのをやっぱり自覚しながら、夢見ていければいいのかなと思います。

◇議長（石内國雄君） 6 番月田均議員。

〔6 番 月田 均君発言〕

◇6 番（月田 均君） お互い夢見ましょう。

ところで、今教育長から何か所も渡し船があったという話があったのですが、どこにあったかが分かるかという、分からない場所が多いような気がするのです。前は下之宮なんかは水門を降りたところにあったのです。ピアノ線を昔引いていて、そのピアノ線をひっかけておくくいがあったのです。船がなくなってから 10 年以上あったのだけれども、今はなくなってしまったけれども。私は最低限、昔渡し場のあったところ、道路なんかあるではないか、川に入るところの。そこに説明書きとか看板とか、ここはいつから何年頃まで渡し場があったよ、くらいのことは、そこに五料もあるし、福島もあるし、ほかに幾つか言っていました。そういうところに、そこに立ててやると非常にまたその地域がいいなとか、そういう感じがするのですけれども、そういうことをひとつ私は検討してもいいと思うのですけれども、教育長どうなのですか。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） そういうのは私も個人的にも関心がありますし、面白いなというふうに思います。

教育委員会としては、やっぱり渡し船も船橋も含めてですけれども、歴史という視点から迫っていくのがいいのかなというふうに思います。議員のおっしゃるとおり、玉村町というのは利根川、烏川とともに発展してきたところだというふうに思います。被害を受けたこともありますし、恩恵を被ってきたところもあるというふうに思います。

歴史ということで考えると、玉村町と川との歴史、その中に渡し船、船橋等があって、それで今の玉村町がありますし、これからの玉村町があるということになるのだろうなというふうに思うのです。歴史資料館というのがありますから、歴史資料館において、議員ご指摘の渡し船等についての企画展までいなくてもミニ企画展のような形で企画して、多くの町民の方に見ていただいて、そうした渡し船、川等について関心を一層高めていただくということも、研究していく価値はあるかなというふうに思っています。

◇議長（石内國雄君） 6 番月田均議員。

〔6 番 月田 均君発言〕

◇6 番（月田 均君） ぜひお願いしたいのですけれども、先ほどの私の歴史の中で、下之宮は昭和 32 年という、そういえば確かに私が小学校に入るくらいまではあったのです。ただ、小学校 1 年のときあったかどうか記憶はない。あとは、ピアノ線を張ったときも覚えているのです。長さが 150 メートルくらいあるところにピアノ線をよく張ったなと思うのですけれども、利根川の向こう側とこっち側にピアノ線を引いて、そこに滑車をひっかけて、その滑車に沿って船が動くようになっ

ていたので、やっぱりそういう歴史をちゃんとまとめておくのはいいなと思ったのです。

あと、先ほど五料と八丁河原とか何か教育長が言っていましたが、あったという話だったのですけれども、私が記憶しているのは、小学校の4年の遠足のときに五料橋を渡って、また向こうの阪東橋渡って本庄まで行った。帰りは、あそこの烏川に渡しがあったので、乗ってこっちに来た記憶があるのですけれども、当時1クラス50人いて、50人が全部1つの船に乗ったら、何か船のすぐそこまで水が来て、今でもおっかなかったと思っているのですけれども、今あんなことやったら怒られてしまいますけれども、そういうのをいろいろ覚えている人もいると思うので、ぜひミニ企画展でもいいけれども、やってもらいたい。前は、どんどん焼きと言ったら、うん、やってみるかとか教育長言っていましたけれども、企画展に水はいいと思いますので、ぜひその辺を考えてもらいたいと思います。

あと、もう一つ最後、工業排水の水質管理ということなのですから、あまり味気のない話なのですから、今度新しくできる高崎玉村スマートIC北地区の工業団地には、水質の厳しい特定事業者というのは入っているのですか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） スマートIC北地区工業団地、全部で7区画ございまして、今現在まだ仮契約の状況です。本契約にならないと会社名とかの公表ができないものですから、まだその辺の状況についても、ちょっと今の段階ではお答えするのが難しいというところでございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 何か住民説明会は既にやっていますよね、上新田辺りで。あのときはそういう話は出なかったとか、答えなかったと思うのですけれども、それはいいとして、東部工業団地にも同じように工場があるのですけれども、あそこには、見ると当然塗装工場があるので、ということはちょっと話が出ていましたけれども、水質特定事業者があるということなのですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

東部工業団地内にも特定施設を有している工場、幾つかあるというふうに伺っております。ただ、こちらに関しましては、東部工業団地の以前からあるほう、こちらの水質管理につきましては県のほうでデータの提出を受けているということで聞いておりまして、町のほうには特にそちらの個別の工場から測定結果が送られてくるということは、二、三の工場は送ってきてくれるところもあるのですけれども、全ての工場が町役場に対して水質の結果の報告を受けているわけではありません。それを義務づけられていないということがありますので、町のほうではそちらのほうを管理はしておらない

状態です。

◇議長（石内國雄君） 6 番月田均議員。

〔6 番 月田 均君発言〕

◇6 番（月田 均君） さっきの最初の町長の答弁の中で、特定が 1 年に 1 回以上測定するとか 3 年間保有するとか、そのデータを保管するとか何か言っていましたけれども、これは事実なのですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） それが義務づけられておりまして、その測定結果は、自社でまずは 3 年間保存することとなっております。県から立入検査等が行われる場合には、速やかにそれを提示、確認できるようにしておかなければならないというような、それは県の条例であったり水質汚濁防止法等で定められている事項であると認識しております。

◇議長（石内國雄君） 6 番月田均議員。

〔6 番 月田 均君発言〕

◇6 番（月田 均君） 私も法律よくわからないのですが、そうすると町はデータをもっていないということですね、今まで。

あと、スマート I C 北地区工業団地のほうも県がやるのだから、今後工場が稼働したとしても、水質データそのものに関しては入手する予定はないということ、入手しないということなのですか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えします。

スマート I C 北地区工業団地につきましては、町と各企業で公害防止協定というものを結ぶ予定となっています。こちらの協定の中では、月に 1 回各企業において水質汚濁防止法の基準に基づく測定を行いまして、町と区長のほうに報告するということになっておりますので、スマート I C 北地区工業団地につきましては、町のほうにデータが来ることとなっています。

また、町長の答弁にもございましたように町のほうとしまして、町の企業だけの水質検査ではなくて、町のほうでも水質検査を行って水質管理のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6 番月田均議員。

〔6 番 月田 均君発言〕

◇6 番（月田 均君） 分かりました。そうすると、だから今、町の環境のデータなんか見ると、いわゆる生活環境値ということで p Hとか B O Dとか C O Dとか S Sというのは、その辺の測定はしているのですが、やはり有害物質が出る危険性がある工場に関しては、もっとカドミウムとかシアンとか六角クロムとかトリクロロエチレンとか測定項目があるのですが、町として調整池の

ところで測定するって言っていましたけれども、その辺のデータも将来町としては測定する予定はあるのですか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えします。

まずは、有害物質等を出すような工場につきましては、今候補者選定で仮契約になっているのですが、そういったものがないような工場をまず選定しております。さらに、町のほうで行う水質基準につきましては一般排水基準値というものがございまして、そちらの16項目について検査をしていく予定となっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 分かりました。では、それで進めてもらいたいのですが、ただ農業従事者の中には、やはり不安を持っている人がいて、これからの説明会等、質問等があったときに、もっと分かりやすく説明したほうがいいかと思います。ただ安全だ、安全だと言っても、なかなかそれが信用できないというか、不安を解消できないので、その辺の細かい報告も、住民説明会等があったときには進んで説明してもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

◇議長（石内國雄君） 以上で本日の一般質問を終了いたします。

————— ◇ —————

○散 会

◇議長（石内國雄君） 議事の都合により、明日9月2日土曜日と9月3日日曜日は本会議は休会となります。

なお、9月4日月曜日は午前9時から本会議が開催されますので、議場にご参集ください。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時51分散会